

令和 6 年 10 月 1 日

令和 5 年度 自己点検・評価報告書

令和 6 年 5 月 1 日現在

京都美術工芸大学

自己点検・評価報告書の発行にあたって

京都美術工芸大学は、平成 24 年に学校法人二本松学院によって設置されました。開学時は、「工芸学部伝統工芸学科」のみで始動し、平成 28 年度には、「工芸学部建築学科」を設置して「1 学部 2 学科」としました。また、平成 30 年度には「伝統工芸学科」を「美術工芸学科」へと名称変更を行い、入学定員を「美術工芸学科 45 人から 100 人」、「建築学科 50 人から 150 人」に増員しました。さらに令和 2 年度に「大学院工芸学研究科」を設置しました。

令和 3 年度には、工芸学部建築学科を改組して「建築学部建築学科」の設置申請を行い、令和 4 年度に設置が認められました。令和 5 年度には、工芸学部美術工芸学科を「芸術学部デザイン・工芸学科」へと名称変更し、また、工芸学研究科の名称も建築学部設置に合わせて「建築学研究科」へと名称変更を行いました。

このように、開学以来、学科の新設、学科定員の増、大学院の設置、学部・学科・研究科の名称変更の組織改革は、学生、保護者、卒業生、地域社会など多くのステークホルダーの期待に応えるための大学改革です。

これらの大学改革は、不断の自己点検・評価の活動を通じて成し遂げてきたものであります。今年度も自己点検・評価委員会を中心として「自己点検・評価報告書」をまとめることができました。

このたびの自己点検・評価報告書は、令和 5 年度版として作成していますが、令和 6 年 5 月 1 日現在で作成しているため一部の資料は、令和 6 年度の数値を掲載しています。

また、この令和 5 年度版の報告書は、令和 6 年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審するために作成した「自己点検評価書」と同一の内容構成となっています。この「自己点検評価書」（令和 7 年 3 月公表予定）では、各記述に対応したエビデンス資料の名称、番号を記載していますが、本報告書においては、それらの記載を略し、本学及び学校法人二本松学院のホームページの情報公開ページ等に委ねていますので、ご了承ください。

この報告書に示した自己点検・評価の結果を踏まえ、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーの期待に応えられるよう、本学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を引き続き促進してまいります。

令和 6 年 5 月 1 日

自己点検・評価委員会委員長 竹脇 出〔学 長〕

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	29
基準 4. 教員・職員	40
基準 5. 経営・管理と財務	46
基準 6. 内部質保証	54
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	58
基準 A. 社会貢献と地域貢献	58
V. 特記事項	64

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 京都美術工芸大学の建学の精神・基本理念

京都美術工芸大学（以下、「本学」という。）の設置法人は、「学校法人二本松学院」（以下、「本学院」という。）であり、他の併設校としては、「京都建築大学校」、「京都伝統工芸大学校」がある。

本学院は、平成2年に学校法人二本松学院「京都国際建築技術専門学校」を開設したことに始まる。

本学院は、「学校法人二本松学院寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）において、本学院の目的を「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

本学の建学の精神は「世界を代表する美術工芸文化が息づく京都で、我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより国家・社会の発展に貢献する」としている。

この建学の精神に則り、「社会人基礎力」「学士力」及び「職業実践力」それぞれが複合的に作用しあって生み出す素養を有し、積極的に研究活動に取り組む人材を育成することを基本理念としている。

2. 本学の使命・目的

本学は、「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献すること」を使命・目的としている。

さらに、上記に加えて、「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目的とし、「美術工芸に関する知識・技能」「社会に受け入れられる人間力」「美術工芸の将来を思考する能力」を身に付けた人材を育成することとしている。

開学時は1学部1学科（工芸学部 伝統工芸学科）でスタートしたが、平成28年度に1学部2学科（工芸学部 美術工芸学科／建築学科）となり、令和4(2022)年度に2学部2学科（工芸学部 美術工芸学科／建築学部 建築学科）となった。さらに令和5(2023)年度には、工芸学部美術工芸学科は、芸術学部デザイン・工芸学科に名称変更を行った。

芸術学部は、全国から目的意識をもった学生を受け入れ、本学の理念に基づく独自の専門職業教育を行うことを目的とし、工芸やデザイン、文化財等の専門技術教育を通じて、斯界の継承者や、ものづくり産業界、さらには新しい生活文化を創造しうる有為な職業人を育成する目的で設置した。

建築学部では、美術工芸を基礎とした建築教育の履修モデルとして、「建築デザイン領域」と「伝統建築領域」を包含する幅広い専門技術教育を行い、さらに、近年の既存建築リノベーションやまちづくりの動向などに対応して、両者の「融合領域」を学ぶ総合的かつ実践的な教育プログラムを展開している。加えて、3年次後期以降は、大学院修士課程

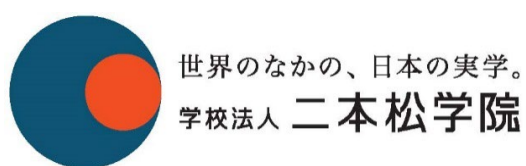
への進学も視野に入れ、建築デザイン、伝統建築、融合の各領域をさらに深める選択性の高い学びを支援し、現代の複雑な社会的ニーズに対応した高度な専門職業人を育成する体制が整備されている。

3. ロゴマーク

本学院のロゴは、大きな円の中にもう一つ円が配置されている。これは、世界のなかの、日本の実学ということを意味している。

本学のロゴも法人と同じデザインであり、金色で配色されていることから、永遠の輝き（普遍的価値）を併せて意味している。

[本学院のロゴ]



[本学のロゴ]



4. 本学の個性・特色

世界に誇る美術工芸文化が息づく京都の地で、「日本の伝統美の新しい価値を創造し、世界へ発信できる人材を育成する」という理想の実現のために設立したのが、京都美術工芸大学である。

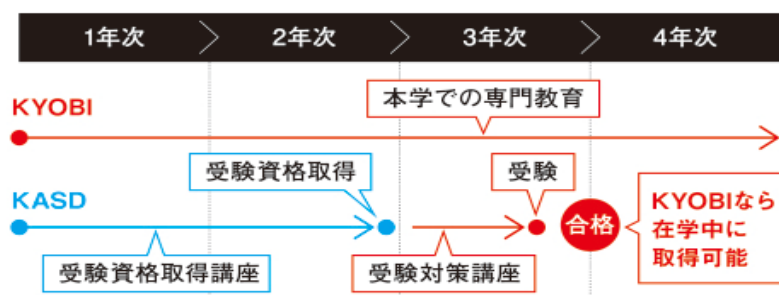
令和3(2021)年度は、「工芸学部」は、美術工芸学科と建築学科の2学科であり、美術工芸学科は、工芸領域（陶芸分野、木工・彫刻分野、漆芸分野）、文化財領域、デザイン領域（ビジュアルデザインコース、インテリア・空間デザインコース、CULTURE デザインコース）となった。建築学科は、建築デザインコース、伝統建築コースを設置しており、令和4(2022)年度には、建築学科が「建築学部」として独立した。また、令和5(2023)年度には、工芸学部 美術工芸学科が「芸術学部 デザイン・工芸学科」に名称変更し、大学院工芸学研究科も建築学部設置に伴い「大学院建築学研究科」に名称変更した。さらに文化財情報領域は時代のニーズにあわせ工芸修理からデジタルアーカイブデザインにシフトしたカリキュラムとし、幅広く柔軟に対応する文化財情報デザインコースとした。

本学は、建造物からインテリア、さらには生活道具に至るまで、我々の身の回りのあらゆるモノの「ものづくり」を学ぶ実学の大学である。本学の理念には、建築と芸術（工芸）の融合を提唱する「バウハウス」の考え方に共通するものがある。また、歴史的建造物や仏像など、先人の知恵の結晶である本物の文化財を学びの基本にすえているのも、本学の大きな特色となっている。

また本学では、実学（キャリア）修得の観点からプロの現場で役立つさまざまな資格取得のサポートに力を入れている。グループ校の京都建築大学校と連携し、Wスクールシステムで学ぶことにより、大学在学中に二級建築士及び木造建築士の受験資格が取得可能となっている。これは、他の大学にはない本学ならではのメリットとなり、本学の教育上の特色となっている。

[本学での建築士取得の流れ]

(最短で取得した場合の例)



KYOBI : 京都美術工芸大学

KASD : 京都建築大学校

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、学校法人二本松学院の運営する専門学校である京都建築大学校と京都伝統工芸大学校の2校の運営実績を受けて設立された第3の教育機関である。

京都建築大学校は旧自治省のリーディングプロジェクトの指定を受けた京都府園部町（現南丹市）の国際学園都市計画の一環として誘致を受け、平成3年4月に「京都国際建築技術専門学校」として開校し、平成19年4月に校名を変更して現在に至っている。同校は建築・建設を担う次世代の人材を養成することを目標に掲げ、開校当初から「二級建築士・木造建築士」の国家資格を在学中に取得できる独自のシステム（本科2年＋別科）を構築し、同資格の取得率は全国トップクラスにある。また、課程は建築科（2年制）と建築学科（4年制・高度専門課程）及び建築専攻科（2年・1年）から成っており、卒業後の進路を見据えたカリキュラムをそれぞれ組んでいる。

次に、「京都伝統工芸大学校」は、平成7年4月に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の支援事業により、京都府、園部町（現南丹市）及び京都府の伝統産業界で結成された財団法人京都伝統工芸産業支援センターが設置母体となり、現在の地に「京都伝統工芸専門校」として開校した。平成12年10月に京都府から専修学校の認可を受け、平成13年4月に「京都伝統工芸専門学校」に校名変更し、平成17年に教育環境の更なる拡充を図るため同財団法人からの要請により、学校設置者を学校法人二本松学院に変更した。平成19年4月には高度専門課程（4年制）を新設するとともに、「京都伝統工芸大学校」に校名変更し、現在に至っている。

これら2校の教育及び卒業後の実績を踏まえ、さらに新たな時代を創造する知識、教養及び技術を修得する実学を重視した大学教育が必要であることから本学を開設することになった。

平成24(2012)年4月に京都園部キャンパスに京都美術工芸大学を1学部1学科で開学した後、平成28(2016)年には建築学科を設置し、また、平成29(2017)年度には新たなキャンパスである京都市内の京都東山キャンパスに移転した。平成30(2018)年度からは収容定員を400人から1,020人に変更して現在に至っている。

なお、平成 30(2018)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」を受け適合の評価を得た。

さらに令和 2(2020)年 4 月には大学院工芸学研究科建築学専攻を設置した。同大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の理念を継承・発展させ、学生及び社会の要請に応えるため、建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな専門職業人・研究者を育成することにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。

令和 3(2021)年度には、建築学部の設置認可申請を 7 月に行い認可され、令和 4(2022)年 4 月には、2 学部 2 学科となった。また、工芸学部美術工芸学科を「芸術学部デザイン・工芸学科」に、大学院工芸学研究科も建築学部設置に伴い「大学院建築学研究科」に名称変更の申請を行い、同年度末の 3 月に認可され、令和 5(2023)年度に名称変更を行った。

<沿革>

平成 2(1990)年

学校法人二本松学院「京都国際建築技術専門学校」設立認可

平成 3(1991)年

「京都国際建築技術専門学校」開校

平成 7(1995)年

「京都伝統工芸専門校」開校

平成 13(2001)年

京都府より認可を受け「京都伝統工芸専門学校」に改称

平成 15(2003)年

「京都伝統工芸館」開館

平成 19(2007)年

「京都建築大学校」「京都伝統工芸大学校」に校名変更と共に高度専門課程 新設

平成 22(2010)年

「大阪都島工芸美術館」開館

平成 23(2011)年

「京都美術工芸大学」設置認可

平成 24(2012)年

「京都美術工芸大学」開学 工芸学部伝統工芸学科 設置

平成 28(2016)年

工芸学部 建築学科 設置

京都市と包括的連携協定を締結

平成 29(2017)年

京都東山キャンパスに移転

平成 30(2018)年

伝統工芸学科を美術工芸学科に学科名変更

建築学科、美術工芸学科の定員増

京都美術工芸大学

平成 31(2019)年・令和元(2019)年

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在、伝統工芸学科に在籍する学生の所属学科名称を美術工芸学科に変更

令和 2 (2020)年

「京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻」設置開設、新東館工事着工（二本松学院 30 周年記念事業）

令和 3 (2021)年

新東館工事竣工（二本松学院 30 周年記念事業）

令和 4 (2022)年

建築学部 建築学科届出設置

令和 5 (2023)年

工芸学部（美術工芸学科）を芸術学部（デザイン・工芸学科）に名称変更
大学院工芸学研究科を大学院建築学研究科に名称変更

2. 本学の現況【令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在】

- ・ 大学名 京都美術工芸大学
- ・ 所在地 京都東山キャンパス
京都府京都市東山区川端通七条上ル
京都園部キャンパス
京都府南丹市園部町二本松 1-1
- ・ 学 部 【芸術学部】 デザイン・工芸学科
建築学科（令和 4 (2022) 年度以降学生募集停止）
【建築学部】 建築学科
- ・ 大学院 【建築学研究科】 建築学専攻（修士課程）
- ・ 学生数、教員数、職員数

学生数(休学者含む)(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

【学部】

学部	学科	入学定員	3年次編入	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
芸術学部	デザイン・工芸学科	100	5	410	102	97	88	100	387
	建築学科	(150)						165	165
建築学部	建築学科	150	5	610	159	149	152		460
合計		250	10	1,020	261	246	240	265	1,012

【大学院】

研究科	入学定員	収容定員	1年次	2年次	合計
建築学研究科	10	20	10	7	17

京都美術工芸大学

教職員数(令和6(2024)年5月1日現在)

教員数（令和6(2024)年5月1日現在）				(単位:人)	
所属	教授	准教授	講師	助教	合計
芸術学部	9	3	6	1	19
建築学部	12	5	6	1	24
合計	21	8	12	2	43

職員数（令和6(2024)年5月1日現在）		
専任職員	非常勤職員	計
19	3	22

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人二本松学院は「寄附行為」第3条において、「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と明記している。

この寄附行為の規定に基づき、「京都美術工芸大学学則」第1条において「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献する」「前項の目的を達するため、「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目標とし、「美術工芸に関する知識・技能」「社会に受け入れられる人間力」「美術工芸の将来を思考する能力」を身に付けた人材育成を目指す。」と定めている。

また「京都美術工芸大学大学院学則」第1条では、「建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな専門職業人・研究者を育成することにより国家・社会の発展に貢献する」と使命を明確に示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命及び目的については、「学則」及び「大学院学則」において具体的に明確にかつ簡潔に示しており、学生便覧、大学ホームページ等に記載している。

1-1-③ 個性・特色の明示

個性・特色としては、本学の使命・目的が「学則」第1条に基づき、「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。」となっている。。

それらを実現するために、「学則」第1条2項に「「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」を身につけた専門職業人を育て」と示している。「社会人基礎力」とは、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」のことである。「学士力」とは、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」から成っている。また、「職業実践力」は学生が目標とする職業に従事するために必要な専門的な知

識・技能を4年間の職業教育により得られる能力のことである。大学院の目的は、「大学院学則」に基づき、建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな専門職業人・研究者を育成することにより、国家・社会の発展に貢献することを示している。以上のことから、本学における教育の個性・特色を明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学の建学の精神は、社会情勢の変動に伴い建学理念を維持しつつも教育内容や育成する学生像も見直す必要が生じる場合もある。

本学では、教育目的、三つのポリシー等の見直しや評価について、自己点検・評価委員会、教授会、大学運営会議で審議・検討し教育の改善・向上に取り組んでいる。

近年では、令和2(2020)年度には大学院工芸学研究科建築学専攻(定員10人)を開設し、令和3(2021)年度には、建築学部の設置が認可され、令和4(2022)年4月には、建築学部を設置し2学部2学科体制となった。

また、工芸学部美術工芸学科を「芸術学部デザイン・工芸学科」に、大学院工芸学研究科も建築学部設置に伴い「大学院建築学研究科」に名称変更の申請を行い、年度末の3月に認可され、令和5(2023)年度より名称変更を行うなど、社会の変化に対応し見直しを行っている。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の目的は、教育活動及び人材養成に関する基本的な方針として、学則に定めているものである。社会情勢の変化や国の政策の変更などにも対応し、関係委員会等の組織において絶えず必要な見直し、改善を行うことにより建学の精神の具現化を図っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的については「学則」及び「大学院学則」で定めており、改正する際には教授会での審議を経て、理事会で承認を得ており、教職員及び役員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及教育目的は、本学のホームページにおいて「建学の理念」として明記し、学外へ広く周知している。

学内に対しては、新入生ガイダンスの際に配布される「学生便覧・履修の手引き」及び「大学院履修の手引き」に掲載しており周知に努めている。また、教職員に対しては学内コミュニケーションツールである「Google Classroom」に規程集を整備し、「学則」「大学院学則」を掲載し、改正があった際には最新版を利用できる。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和5(2023)年度から5年間の中長期計画については、「第2期中期目標・中期計画(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)」において、次に掲げる事業を掲載していることで、使命・目的が反映されている事がわかる。

まず「伝統建築文化センター(仮称)」を設置し、京町家を利用した研究・実習施設の整備を目標に掲げている点である。

次に、地域連携事業として「祇園祭や新日吉神宮「神幸祭」、下御霊神社「還幸祭」への協力」や「清水寺での法要や作品展などの連携事業」を掲げている。

さらに、京都工芸繊維大学・京都市立芸術大学とは「伝統工芸、伝統建築・文化等を通したアート及びデザインに関する教育研究の連携に関する協定書」を締結しており、本協定に基づく事業の推進についても掲げている。

これらは、まさに「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。」という本学の使命・目的に合致していると言える。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学全体として「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を定めると同時に、学部・大学院研究科ごとの三つのポリシーを定めている。

教育目標として「学則」第1条に掲げている「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする」を達成するため、第1条第2項で「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」の3つの力を育成することとしている。そこで本学では教育上の目的をより明確化するために、次のようにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ等を通じて、周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーでは、「美術工芸」「日本の歴史文化」という言葉をあげており、カリキュラム・ポリシーでは、「美術や工芸」「伝統建築」「文化財」という言葉で示している。また、アドミッション・ポリシーでは、「美術工芸」「専門職業人」という言葉をあげている。

このように、三つのポリシーは本学の使命・目的を踏まえたものである。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

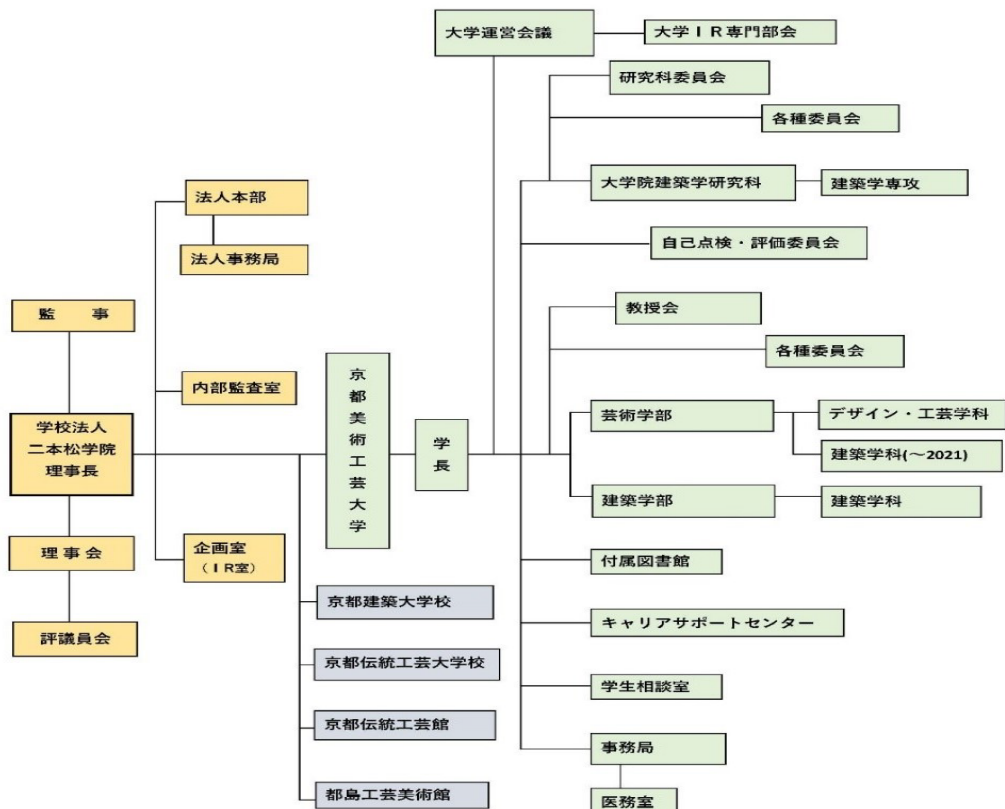
本学は、平成 24(2012)年の大学設立以来、建学の精神に基づき、学則に定めるとおり、専門職業人を育成するに従事し、併せて伝統工芸を通じて国家・社会の発展に貢献することを使命としている。

その使命・目的に合わせ本学は芸術学部と建築学部を設置し、芸術学部では、デザイン、工芸、文化財分野での専門職業人を、また建築学部では建築デザイン領域、伝統建築領域及びこれらの複合領域の専門職業人の育成を図っている。大学院においては「建築学研究科」を置き建築を含む高度な教育・研究を行い教養豊かな専門職業人・研究者を育成する修士課程を設置している。学部、研究科の教育研究施設を支える附属図書館では、本学の情報化に関する支援を行っている。

さらに、教学に関する重要事項を審議する教学委員会、教授会、研究科委員会、大学運営に関する重要事項を審議する大学運営会議、学生の就職支援を行うキャリアサポートセンター等を置いている。

以上のことから本学は、使命・目的を達成するために必要な教育研究組織の構成に関して、整合性を保ちつつ整備している。

令和 6 (2024)年度 二本松学院・京都美術工芸大学組織図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神は不変であり、使命・目的及び教育目的においても継承していくべきものであるが、教育課程や教育組織、資格試験合格状況や就職状況等について毎年度の実績を評価・検証しながら改善を図っている。また、社会情勢の変動や要請に対応するため、教育研究組織の整備・充実を行っていく。

【基準 1 の自己評価】

大学の使命・目的は「学則」及び「大学院学則」に具体的に明記しており、大学ホームページ、「学生便覧・履修の手引き」及び「大学院履修の手引き」において学内外掲載しており周知に努めている。この使命・目的は本学の中長期計画を作成する際の根幹となっており、「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色を示している。

また、本学の使命・目的は三つのポリシーにも反映しており、教育研究組織についても「建学の精神」に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、社会情勢に応じて整備を続け現在に至っている。

以上のことから「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の精神、教育目的等を踏まえ、学部・研究科それぞれにおいて、アドミッション・ポリシーを定めている。見直し等を行う際には、大学運営会議において審議し、学部は、「入学試験要項」に、研究科は「学生募集要項」にそれぞれ掲載し志願者に周知するとともに、学外に対しては、大学ホームページにより公開している。

また、学内において本学で非常勤講師を担当される先生方に対しても、就任の前年度末に行う、「講師会議」において周知している。

講師会議次第

2024 年度 講師会議		
日時	2024 年 3 月 27 日（水）13 時 00 分～	
会場	KYOBI ホール	
司会	稲垣幸三事務部長	
次 第		
1. 京都美術工芸大学 学長あいさつ		竹脇 出学長
2. 4 つのポリシーについて		高田光雄副学長
3. ハラスメント防止について		森重 幸子教授
4. 事務連絡		事務局
5. 分科会		
・芸術学部 デザイン・工芸学科	…	S102 教室
・建築学部 建築学科	…	KYOBI ホール
・一般教養	…	分科会はしません

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った能力を持った学生を受け入れるため、芸術や建築といった専門分野を学ぶための基礎学力や専門への関心や目的意識、豊かな人間

性や感性を求めており、そのために学力検査だけではなく、多様な入学者選抜を実施している。

入学者選抜区分としては、総合型選抜、推薦、一般、大学入学共通テスト利用入試とあり、令和6(2024)年度に実施した入学者選抜試験は以下のとおりである。

- ・総合型選抜 オープンキャンパス参加型
- ・総合型選抜 学力・実技型
- ・総合型選抜 プレゼンテーション型
- ・総合型選抜 面接重視型
- ・学校推薦型選抜 学力・実技型
- ・学校推薦型選抜 面接重視型
- ・学校推薦型選抜 専門学科・総合学科特別推薦
- ・学校推薦型選抜 指定校推薦
- ・一般選抜 前期A日程・B日程
- ・一般選抜 後期
- ・大学入学共通テスト利用選抜 前期
- ・大学入学共通テスト利用選抜 後期
- ・外国人留学生選抜 前期
- ・外国人留学生選抜 後期

入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに沿って入試・広報課で原案を作成し、入試委員会において審議・決定している。学生募集については「入学試験要項」に、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願資格、選抜方法、実施日程、出願に必要な書類、入学料、授業料等を明記している。

入学者選抜に関しては、総合選抜や学校推薦型選抜・外国人留学生選抜では出願書類にある志望理由書や面接を重視しており、「コミュニケーション能力」や将来「専門職業人」を目指す心構えや思いを聞き取りながら評価している。

一般選抜の入試問題については、学長が指名した出題委員によりミスのないようダブルチェックの体制で作成しており、また、予備校等外部機関に依頼し、他大学との重複チェック等も行っている。

検証については、就職先が建築学部であれば建築会社や設計事務所等へ、芸術学部であれば工房やデザイン会社等へ多く輩出していることから、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が行えていると言える。

大学院建築学研究科の入学者選抜は、次の区分により行っている。

- ・学内推薦選抜
- ・一般選抜

大学院においても学部と同様に、面接において将来「専門職業人」を目指す心構えや思いを聞き取りながら評価している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去5年間の入学定員に対する充足率の平均は、次の表に示すとおりであり、学部においては令和4(2022)年度に工芸学部美術工芸学科で充足率94%となったが、それ以外は全ての区分において定員充足しており、入学定員に沿った適切な受け入れを維持している。

大学院に関しては、令和2(2020)年度の開設時は苦戦したものの、その後は徐々に入学者を増やしており、令和6(2024)年度には入学定員を満たす事が出来た。

また、学生募集活動としてはオープンキャンパス、進路ガイダンスや高校訪問に積極的に出向き広報活動を展開している。令和5(2023)年度において、オープンキャンパスは22回開催しており、873組(申込者のご家族も同伴されますが、1組で計算)の参加があった。

入学定員充足率の推移(入学年度で標記)

学部名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均充足率
工芸学部 美術工芸学科	入学定員	100	100	100			104%
	入学者数	114	104	94			
	定員充足率	114%	104%	94%			
工芸学部 建築学科	入学定員	150	150				111%
	入学者数	166	167				
	定員充足率	111%	111%				
芸術学部	入学定員				100	100	101%
	入学者数				100	102	
	定員充足率				100%	102%	
建築学部	入学定員			150	150	150	106%
	入学者数			163	154	159	
	定員充足率			109%	103%	106%	
大学院	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均充足率
建築学研究科	入学定員	10	10	10	10	10	66%
	入学者数	3	7	6	7	10	
	定員充足率	30%	70%	60%	70%	100%	

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施しているが、18歳人口の減少もあり、入試日程や入試方式の見直しや改善について検討を行う必要がある。

そのためにも、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているのか、入学後のGPAや休学・退学・除籍状況、資格試験合格状況や就職状況等に基づく追跡調査を行い、評価・検証を行うための準備を進めていく必要がある。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援に関しては、教学委員会で審議・検討した方針・計画に基づき教職員が協働しながら推進している。

本学の学修支援体制の中核となるのが、クラスアドバイザー制（担任制）である。1 クラスは 20 名程度で担任教員は、履修相談を含む学生生活に関する様々な事柄や進路指導等も含めた、学生にとって身近な相談窓口となっている。また、それに加え事柄により学科長や学部長も同席し対応できる体制となっている。

また、各授業に関しては「Google Classroom」を活用し、事前資料提供や小テストの提出、授業担当教員への質疑応答等のコミュニケーションツールとして有効に活用している。

また、入学時や新学年のスタート時には、教員と職員が協働でガイダンスを実施しており、履修相談体制を組んでいる。

さらに、毎学期、全学生の成績状況を確認し、各領域の専門科目単位を修得できなかった学生や、複数科目の単位修得ができていない学生に対して、教職員が適切に指導する機会を持っている。

学修上の問題については事務局教学担当と、また生活上の問題については事務局学生支援担当や医務室と連携を取りながら職員と協働で支援する体制も整っている。

また、令和 5 (2023) 年度より保護者を対象とした教育懇談会を実施し、参加した保護者からは学修状況や就職支援、奨学金等様々な質問があり学部教員や事務職員が対応し非常に好評であった。

教育懇談会

11月25日（土）京都美術工芸大学 教育懇談会																
タイムスケジュール	9時	30分	10時	30分	11時	30分	12時	30分	13時	30分	14時	30分	15時	30分	16時	30分
全体会			①10:00 ～10:30							②13:30 ～14:00						
学長との懇談会						①11:30～12:30							②14:30～15:30			
キャンパス見学ツアー			①10:30 ～11:00			②11:30 ～12:00					③14:00 ～14:30		④15:00 ～15:30			
個別相談		①9:30～12:30								②13:00～16:30						
実施プログラム	内容								時間		会場					
全体会	1.学長挨拶 2.本学の教育について 3.大学院進学について 4.就職活動とキャリア支援について								①10:00～10:30 ②13:30～14:00		南館3階 KYOBIホール					
学長との懇談会	学長と保護者の皆様との間で、本学のカリキュラム、学生支援、学生生活等について意見交換を行います								①11:30～12:30 ②14:30～15:30							
キャンパス見学会	施設や設備等を説明しながら学内を案内いたします								①10:30～11:00 ②11:30～12:00 ③14:00～14:30 ④15:00～15:30							
個別相談会	履修状況や学生生活等について相談できます（おひとり15分以内）								①9:30～12:00 ②13:00～16:30							

担任を持っている教員とは別に、オフィスアワーも設けており、学生便覧に掲載し周知している。当該頁には教員名とともに、メールアドレスも掲載しており、直接コンタクトをとれるようにしている。履修登録時においては事務局でも履修登録相談期間を設け、特に履修登録に不慣れな新入生の利用が目立った。

また、パソコン操作が不慣れや苦手な学生についても、事務局窓口で相談対応を行って

おり、様々な形で学生の学修支援を行っている。

学生便覧(オフィスアワーについて)

履修の手引き

6 学生相談

1 オフィスアワーについて

オフィスアワーとは、学生が教員に対して学業や学校生活全般に関する質問をしたり、相談あるいは個人的な指導等を教員から受けるために設定された時間です。オフィスアワーは平日昼間の休み時間に設定されており、下記の曜日・時間には教員が希望する学生と面談を行います。

オフィスアワーを気軽に利用して、質問、相談をしたい教員と連絡を取り合ってください。

また、非常勤講師への相談の時間は、授業終了後に直接非常勤講師に相談の上、予約してください。

専任教員オフィスアワー 毎週火曜日 12:10～13:00

学部名	教員名	E-mail
芸術学部	新谷 裕久 (副学長)	教授 shintani-h@kyobi.ac.jp
	中井川 正道 (芸術学部長)	教授 nakaigawa-m@kyobi.ac.jp
	津村 健一 (デザイン・工芸学科長)	教授 tsumura-k@kyobi.ac.jp
	渡邊 俊博	教授 watanabe-t@kyobi.ac.jp
	川尻 潤	特任教授 kawajiri-j@kyobi.ac.jp
	ヒルド 麻美	特任教授 hild-m@kyobi.ac.jp
	三木 表悦	特任教授 miki-h@kyobi.ac.jp
	宮本 貞治	特任教授 miyamoto-t@kyobi.ac.jp
	山本 太郎	特任教授 yamamoto-t@kyobi.ac.jp
	遠藤 公峯	准教授 endo-k@kyobi.ac.jp
	岡 達也	准教授 oka-t@kyobi.ac.jp
	東 俊一郎	准教授 higashi-s@kyobi.ac.jp
	加納 泰都	講師 kano-n@kyobi.ac.jp
	木村 泰保	講師 kimura-n@kyobi.ac.jp
	杉山 英知	講師 sugiyama-e@kyobi.ac.jp
	玉村 嘉章	講師 tamamura-y@kyobi.ac.jp
	青木 太一	特任講師 aoki-t@kyobi.ac.jp
	守崎 正洋	特任講師 morisaki-m@kyobi.ac.jp
建築学部	古閑 謙太郎	助教 koga-k@kyobi.ac.jp
	高田 光雄 (副学長)	教授 takada-m@kyobi.ac.jp
	井上 晋一 (建築学部長)	教授 inoue-s@kyobi.ac.jp
	安田 光男 (建築学科長)	教授 yasuda-t@kyobi.ac.jp
	戸高 太郎 (特命学科長)	教授 todaka-t@kyobi.ac.jp
	新海 俊一	教授 shinkai-s@kyobi.ac.jp
	生川 慶一郎	教授 narukawa-k@kyobi.ac.jp
	宮内 智久	教授 miyauchi-t@kyobi.ac.jp
	森重 幸子	教授 morishige-s@kyobi.ac.jp
	山内 貴博	教授 yamauchi-t@kyobi.ac.jp
	大上 直樹	特任教授 ooue-n@kyobi.ac.jp
	小堀 吉隆	特任教授 kokaji-y@kyobi.ac.jp
	井上 年和	准教授 inoue-t@kyobi.ac.jp
	江本 弘	准教授 emoto-hi@kyobi.ac.jp
	白鳥 洋子	准教授 shiratori-y@kyobi.ac.jp
	根来 宏典	准教授 negoro-h@kyobi.ac.jp
	人見 将敏	准教授 hitomi-m@kyobi.ac.jp
	北岡 慎也	講師 kitacka-s@kyobi.ac.jp
	齊藤 啓輔	講師 saito-k@kyobi.ac.jp
	新谷 謙一郎	講師 shintani-ken@kyobi.ac.jp
	杉本 直子	講師 sugimoto-n@kyobi.ac.jp
	砂川 晴彦	講師 sunagawa-h@kyobi.ac.jp
	山田 幸秀	講師 yamada-y@kyobi.ac.jp
	数下 和真	助教 yabushita-k@kyobi.ac.jp

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

〔TA, SA による学修支援〕

本学では、大学院生が少数なので学修支援については、SA (Student Assistant) を中心に実施している。

令和5(2023)年度はTA(Teaching Assistant)及びSA (Student Assistant) を延べ52人採用し、学修支援を充実させている。芸術学部では「工芸・デザイン基礎実習」「専門実習」をはじめ実習科目を中心に配置しており、建築学部では「建築設計導入実習」「建築設計基礎演習」など実習及び演習科目などに配置している。

SAを採用することによって、学生は、教員による指導に加えて、同じ学生という立場である先輩から課題の進め方やその他色々な内容について気軽にアドバイスを受けられるようにしている。合わせて、SAとして授業に参加する学生にとっても、下級生の指導によって自身の習得した知識や技術を確認し向上させるとともに、コミュニケーション能力を養う契機となっている。

さらに、フィールドワークを行う授業や卒業研究の発表会等において、大学院生をTAとして延べ21人を採用した。通常の授業では互いに触れる機会のない学部生と大学院生の間に繋がりができることにより、相互の学修支援上の効果が期待できる。

〔要配慮学生等への学修支援〕

授業出席回数の少ない学生、コミュニケーションが苦手な学生、心理的な問題を抱える学生等学修支援が必要な学生は年々増加傾向にあり、担任教員または医務室が早期に把握し、それらの学生についての状況について、関係教職員と情報共有を図っている。

令和6(2024)年4月より「障害者差別解消法」が改正され、私立大学は合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となり、配慮申請書を受理し教学委員会にて配慮内容を審議・決定し当該学生に配慮決定通知を交付するとともに、受講している全科目担当教員にも通知することとした。

配慮決定に基づき、各教科担当教員は座席位置の指定や授業資料の提供、別課題の設定、補講の実施等学生の状況に応じた学修支援を行っている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

現在は、低学年を中心に不慣れな実習等へのサポートに重点を置いた学修支援体制となっている。

令和6(2024)年4月より「障害者差別解消法」が改正され、私立大学は合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となる。

本学においても学生の中で障害（身体障害、発達障害、精神障害等）を持ち、配慮申請をした場合合理的配慮を行うこととされているが、年々この人数が増加傾向にある。

これまでは座席位置の変更・課題提出期限の延長・体調不良時の医務室での対応等である。クラスアドバイザーや授業担当教員・医務室を中心とした教職員での対応であり、その配慮に際しTAやSAの活用を行っていない。

今後の改善・向上については要配慮学生への支援に関しTAやSAの活用が課題となるが、配慮申請内容も様々であり、障害内容も身体障害より発達障害や精神障害が多数であり、TAやSAにどのような支援が可能であるか検討していく必要がある。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

〔キャリア支援体制〕

学生のキャリア教育及び就職に向けた支援としては、キャリアサポートセンターを中心に、キャリア委員会及び資格部会により体制整備しており、就職、進学、資格取得のほかキャリア開発プログラム、キャリア形成科目、資格取得対策講座を実施している。

指導教員全員とキャリアサポートセンターと協働で学生の主に就職活動を支援するために、キャリア委員会で個々の学生の就職活動や内定状況の情報共有を行い、学生の状況に応じキャリアサポートセンターでの面談を促す場合もある。

キャリア委員会の資料の抜粋を下記に掲示するが、このように詳細な就活状況を共有しキャリア支援を行っている。

9期生就活状況（最終就職先・進路）							
学籍№	氏名	二級	木造	インフラ	状況		最終就職先・進路
*****	*****				今年度に入ってから、再確認はしていないが、昨年度後期段階では、長期アルバイト中の職場にそのまま勤める意向があり、差しあたり支援は不要と思われる。(4/20〇〇)		
*****	*****	学科		学科	AAハウスにエントリー(3/9)▽BB、CCハウスにもエントリー(3/15)▽3/24にAAハウス2次面接、即日設計→通過、4/4に3次▽DD工務店にエントリー、CCハウス、BB面接へ(3/29)▽4/5CC、BB1次面接、4/21DDホーム1次面接、EEホーム静岡面接へ(4/5)▽DD工務店内定(5/9)		DD工務店
*****	*****	0	0	学科	ハウスメーカーを志望しているが、明確な動機は不明。迷いがある様子。(4/18〇〇)▽FF住宅、GGホームに内定(4/23)▽GGのOBによる説明へ(5/2)→GG内定(5/12)		GG

キャリアサポートセンターの教職員はセンター長以下3人である。日々の活動を通して得られた情報や学生の内定情報等は、月に1回開催するキャリア委員会で報告している。

インターンシップや求人情報を開示するほか、3年次生を対象に週1回、「キャリア支援講座」を開講している。企業・業界研究の進め方やエントリーシート、履歴書の書き方指導、面接や筆記試験などの対策を実施。学生には基本的な知識や心構えなどをまとめた「就活ハンドブック」を配付し、就職に対する意識と意欲が高まるよう努めている。

一方で、積極的に企業からの訪問を受けたり訪問したりしながら情報収集や企業との関係強化にも努め、適正な就職先の確保に力を注いでいる。

〔キャリア開発プログラム〕

キャリアサポートセンターが中心となって、学生一人ひとりが自分に適した職業観を確立できるよう、次のような「キャリア開発プログラム」を企画・運営し、初年次から卒業までの一貫した支援を行っている。

キャリア開発プログラム

年次	事 項	摘 要
1 年次	自己発見レポート	普段の生活を明文化することで自身を再認識し、将来への目標づくりに活用するためのレポート（グループ面談資料）を提出。
	グループ面談	自己発見レポートを通して、大学及び大学外の生活に順応できているか確認、教養・演習・実習の履修状況確認及び指導と GPA についての説明。
	個人面談	教養・演習・実習の履修状況と GPA の確認及び指導、現時点でのコース希望・分野と進学先・就職先の確認などを行います。
	ポートフォリオ講座	建築系やデザイン、工芸系の企業や事業所では、採用選考時にポートフォリオ（作品集）の提出を求められる場合があります。

		ポートフォリオを作成する意味や作成方法を説明し、1年生のうちから準備を進めてもらいます。
2年次	個人面談	教養・演習・実習の履修状況とGPAの確認及び指導。インターンシップを控えて進学先・就職先や就職活動についての確認。
3年次	就職ガイダンス	企業の求人活動は多様的です。就職スケジュール、求人情報など就職に関する諸事項をガイダンス。
	キャリア支援講座Ⅰ	前期に開講。職業観・勤労観を培い、自己分析、企業研究、コミュニケーション能力の育成を図ります。また、インターンシップ履修者には本講座の中で事前学習等を実施。
	キャリア支援講座Ⅱ	後期に開講。就活開始に向けてSPI、エントリーシート、履歴書の書き方など実務的な演習を行います。また、インターンシップ履修者には、事後学習を行います。
	進路面談	教養・演習・実習の履修状況とGPAの確認及び指導、インターンシップを終えて2年生へのアドバイスや就職先・就職活動について確認を行います。
4年次	進路面談	学修状況の確認及び指導をするとともに、就職先や就職活動についてより具体的に確認を行い、就職に繋がるように指導します。

〔資格取得支援〕

本学での資格取得に向けた取り組みを、「キャリアサポートプログラム」と称し以下のような資格取得支援を実施している。

- ・Wスクールプログラム
- ・二級建築士・木造建築士対策講座
- ・一級建築士試験対策講座
- ・インテリアプランナー資格対策講座
- ・インテリア設計士（2級）資格対策講座
- ・色彩検定対策講座
- ・Illustrator クリエイター能力認定試験講座
- ・PhotoShop クリエイター能力認定試験講座
- ・TOEIC 対策

なお、過去5年間の試験合格者の実績は次に示す表のとおりである。

資格取得実績(合格者数)

資格名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
二級建築士 学科試験	45	72	90	108	83
二級建築士 設計製図試験	16	31	65	52	61
木造建築士 学科試験	37	76	87	107	100
木造建築士 設計製図試験	16	47	56	81	70
一級建築士 学科試験		1	0	1	3
一級建築士 設計製図試験		0	0	0	0
インテリアプランナー 学科試験	54	82	95	116	95
インテリアプランナー 設計製図試験	0	3	12	11	7
2級インテリア設計士	18	30	31	27	21
色彩検定 2級	77	101	91	71	54
色彩検定 3級	42	24	17	14	14
Illustrator®クリエイター能力認定試験 スタンダード	10	17	21	62	30
Illustrator®クリエイター能力認定試験 エキスパート		5	10	16	16
PhotoShop®クリエイター能力認定試験 スタンダード	17	10	16	39	15
PhotoShop®クリエイター能力認定試験 エキスパート		3	6	5	8

〔キャリア形成科目〕

本学では、職業選択や卒業後の社会生活を視野に入れ、幅広い知識を段階的に身につけることを目的として、キャリア形成科目を導入している。

1年次開講の「メディアリテラシー」では、インターネットをはじめとする各種情報を正しく理解し発信する能力を育成し、1年次・3年次開講の「しごと論」では、様々な職種の講師を迎え仕事に向かう姿勢を再認識させ、「インターンシップ」では、3年次前期に社会人マナー研修、実習先マッチング、実習計画等の作成を行い、夏季休暇中に実習を実施し3年次後期に成果発表会を開催します。

また、単位を付与する科目ではないが、3年次に「キャリア支援講座」を開講し企業研究、時事問題、面接対策等を行っている。

なお、卒業生アンケートで次のような結果であり、73.9%が満足と回答している。

卒業生アンケート(キャリア支援)

	キャリア支援について	
とても満足	27	41.6%
やや満足	21	32.3%
どちらともいえない	13	20.0%
やや不満	3	4.6%
不満	1	1.5%
総計	65	100.0%

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

近年の課題としては、大学としては前述のような社会的・職業的自立に関する支援体制の整備を行っているが、趣旨の異なる民間企業(リクナビ・マイナビ・リクルート等)が仲介するインターンシップに流れる傾向があり、改善策としては低学年層から丁寧な指導や科目内容の見直しが考えられる。建築士試験については、在学中合格を希望する学生に対し、「二級建築士・木造建築士対策講座」や「一級建築士試験対策講座」の充実を図っているが、一級建築士合格者は未だ出ていない。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

〔学生支援のための体制について〕

本学の学生支援体制については、オフィスアワー・クラスアドバイザーと事務局、医務室が連携し、教員と職員が協働して学生生活、経済支援、健康相談等に対応している。

医務室には学生の心身の健康を保持するために看護師やカウンセラーを配置し、学生生

活への健康支援や適応支援、障害学生の修学支援、メンタルヘルスや学生生活全般に関する相談等を行っている。

事務局を中心とする学生サービスとしては、学生証発行、課外活動支援、奨学金、学籍異動、通学定期、遺失物、拾得物等の学生生活全般について学生支援を行っており学生便覧に掲載し周知している。

オフィスアワーやクラスアドバイザーは履修相談や学生生活全般の相談に対応し、内容に応じ事務局や医務室と連携する体制を整備している。

〔奨学金等による経済支援〕

本学では、学生への経済的支援として入学時に係る経費負担の軽減を目的とし、「総合型選抜入試教育支援奨学金」として15万円、「専門学科・総合学科特別推薦入試奨学金」として15万円、「ファミリー入学奨学金」として15万円を給付している。

なお、令和2年度から導入の「高等教育修学支援新制度」により住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生が日本学生支援機構給付奨学生となり、授業料減免の対象となった。

給付奨学生の推移は次のとおりで、年々増加している。

また、従来からの貸与奨学金の利用状況の推移も併せて増加している。

給付奨学生の推移

支援区分	令和3年（2022）度	令和4年（2023）度	令和5年（2024）度
I	57	75	120
II	27	37	44
III	9	12	25
計	93	124	189

貸与奨学生の推移

奨学金種別	令和3年（2022）度	令和4年（2023）度	令和5年（2024）度
I種	155	188	211
II種	290	309	310
計	445	497	521

（3）2-4の改善・向上方策（将来計画）

近年要配慮学生の増加が全国的に見られる中、本学においてもその傾向があったため、これまで、医務室・カウンセラーから関係学部長等への連絡を行っていたが、当該学生数の増加に伴い、令和5年度に対応フローを整理し周知に努めたところである。

しかしながら、実際の支援に関しては教職員の経験不足もあることから、他大学の対応事例等を参考にしながら対応に努めていく。

また、経済支援に関しても給付奨学生の増加により適格認定処理の煩雑さを解消するため、令和5年度に「奨学金貸与・給付判定ツール」を導入し処理の効率化を図ることで、相談対応等への時間確保に努めていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、平成 24(2012)年度に京都園部キャンパスを開学した後、新たなキャンパス構想に平成 27(2015)年度から取り組み、平成 29(2017)年度 4 月には京都市内の新キャンパスとして京都東山キャンパスを開設した。

京都園部キャンパスは、本学及び京都建築大学校と京都伝統工芸大学校の 2 つの専門学校から構成されており、J R 嵯峨野線の園部駅西側に位置し、西口駅前広場から直接アプローチできる。校地面積は 85,416m² である。本学院開設以来、校地の整備にあたっては常に周辺環境との調和と、景観への配慮を行ってきた。傾斜地の緑化や既存の樹木を残す工夫を重ねた結果、緑に包まれた環境が維持されている。キャンパス内の丘陵の頂と 8 号館の東側には学生が自由に使用できる共用の運動場として、8,799m² のスペースを確保している。

京都東山キャンパスは、JR「京都」駅から徒歩 15 分または京阪本線「七条」駅下車 6 番出口すぐの立地にあり、京都の中心部にあり大阪・奈良・滋賀等の近隣府県からのアクセスも良く、また「清水焼」や「工芸品」の工房や「京都国立博物館」、「三十三間堂」や「豊国神社」からも近く美術工芸や伝統建築を学ぶ学生にとって、教育研究にふさわしい環境となっている。

京都東山キャンパスの校地は貞教小学校跡地であり、面積は 9,711m² と比較的コンパクトである。キャンパス内には新築建物（3 階立ての西館及び南館、4 階立ての東館）と小学校をリフォームした既存建物（北館）が天然芝の中庭を取り囲むように配置されている。

<施設概要一覧>

建物	フロア	主要施設
西館	1F	鴨川ギャラリー、事務局、医務室、応接室、会議室、シアター
	2F	キャリアサポートセンター、アクティブラーニングゾーン、学長室、芸術学部教員室、ゼミ室
	3F	デザインラボ、撮影室
北館	1F	大学院研究室、大学院スタジオ、演習室、工作機械室、陶芸実習室、焼成室
	2F	デザイン演習室、演習室、工作機械室、木工実習室、木彫刻実習室
	3F	ゼミ室、デザイン演習室、漆芸実習室
東館	B1	グランドホール
	1F	ラウンジ
	2F	大講義室、建築学部教員室
	3F	大講義室、演習室
	4F	オープンラボ
南館	1F	カフェテリア、中教室
	2F	図書室、ゼミ室
	3F	演習室、KYOBIホール

本学のキャンパスは、太陽光などの自然エネルギーや、自然光、自然通風などを活用し「環境への配慮」を行っており、建物内外、キャンパス随所に教員、学生の作品を展示するなど「キャンパス全体が美術館」をコンセプトに、校舎は明るく落ち着いた印象を与えるデザインと色彩・内装の統一感を持たせている。

北館では旧貞教小学校の建物をそのままにリノベーションしたもので、随所に懐かしい小学校の名残がうかがえる。

また、キャンパス全体に無線 LAN が整備されており、PC を使った授業でも快適に利用できる環境を整備している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<実習室>

先述の「施設概要一覧」のとおり、既存建物（北館）に実習室が重点的に配置されている。具体的には、北館 1 階に陶芸実習室、焼成室、2 階には工作機械室、木工実習室、木彫刻実習室、3 階には漆芸実習室を配置しており、「芸術導入実習」「専門実習」「プロジェクト演習」「卒業制作」等で活用している。

<デザインラボ・演習室>

西館 3 階にあるデザインラボでは、「立体造形」「デザイン作図演習」「色彩理論演習」等、北館、東館、南館にある演習室では、「素描」「工芸デザイン基礎実習」「伝統絵画技法」をはじめ多くの授業で活用している。

<鴨川七条ギャラリー>

西館 1 階にある鴨川七条ギャラリーでは、学生や教員の制作物を中心に年間を通じて展示を行っており、毎年 2 月には卒業制作展を実施しており、学内外の方が自由に展覧できるよう運営している。

<図書館>

一方、本学図書館は京都東山キャンパス本館と京都園部キャンパス分館の 2 館で構成されており、両キャンパス相互に訪問利用、取り寄せ利用が可能である。京都東山キャンパス図書館は建築・美術工芸・デザイン分野を中心とした専門書を中心に所蔵しており、雑誌や国立国会図書館の「図書館向け資料デジタル化送信サービス」や他大学資料の取り寄せなど様々なサービスを利用することができる。

令和 5 (2023) 年度までの 5 年間の貸出冊数・閲覧者数は、下表のとおりである。

貸出冊数・閲覧者数一覧

区 分	貸出冊数(冊)	閲覧者数(人)	備 考
令和元(2019)年度	4,740	31,185	
令和2(2020)年度	3,920	19,895	
令和3(2021)年度	5,481	22,924	
令和4(2022)年度	5,261	24,857	
令和5(2023)年度	4,972	23,399	

令和5(2023)年度の開館日数は、東山本館は237日・園部分館は237日、また年間受入図書の冊数は本館・分館合算で購入：556冊、寄贈：120冊となっている。

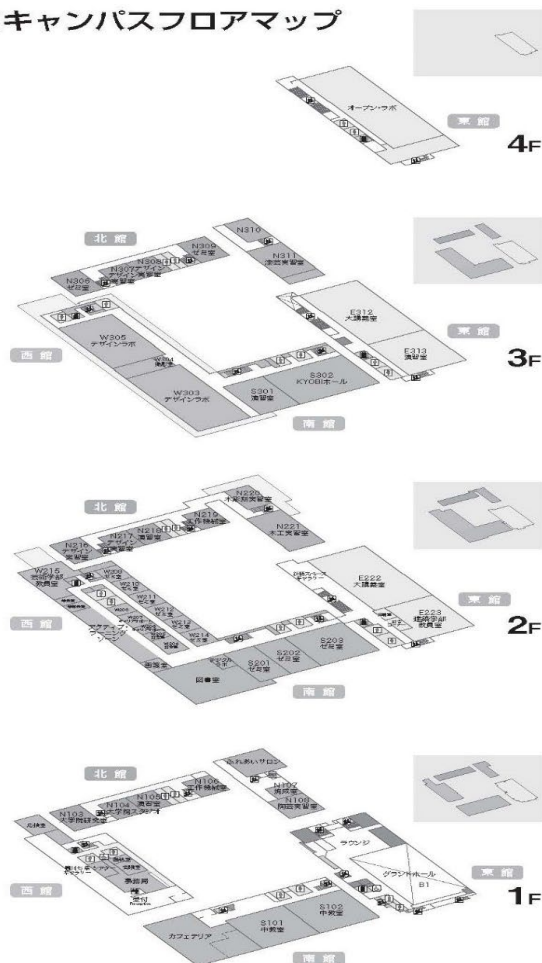
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

京都東山キャンパスの建設工事に際して、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき協議を行ってきた。協議を通して、廊下、階段、便所、及び敷地内の仕上げ、設備についてバリアフリー整備状況を申請した結果、検査済証を受けたのと同時に、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付基準に適合した対象建築物」に認定された。

本学では、肢体障害を持つ学生を受け入れた実績は無いが、施設整備としては、南館に自動扉が、西館、東館に身障者用トイレ及び身障者仕様で緊急時にストレッチャー利用可能なエレベーターを設置しており、東館にはスロープを整備するなど、バリアフリー化に取り組んでいる。

学生便覧(キャンパスフロアマップ)

京都東山キャンパスフロアマップ



2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う教室は、講義室、演習室及び実習室に大別される。講義室と演習室については、実施する授業の内容や学生数により、使用する教室を適正に選択して時間割に組み込んでいる。本学の時間割は、資格取得に必要な科目を中心に選択科目の履修に一定の制約があるので各授業の受講学生数を事前に予測しやすいものとなっている。したがって大幅な受講学生数の見込み違いが発生しないため、適切に管理されている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

キャンパスの継続的な整備は、学生の視点のみでなく、今後の社会的ニーズもくみ取りながら継続的に行っていく必要があると認識している。

平成 29(2017)年に京都東山キャンパスを開設し整備を終えたところではあるが、旧小学校跡地であり、街中ということもあり拡張性の問題がある。

芸術学部の作品制作においては、広い実習施設が教育の充実につながることから、3 年次、4 年次は京都園部キャンパスの活用も検討している。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握の方法としては、

- ・授業評価アンケート
- ・クラスアドバイザー
- ・卒業生アンケート

の 3 点を実施している。

〔授業評価アンケート〕

組織または教員個人として授業内容・方式を充実させるために、FD・SD 推進委員会で学生による授業評価アンケートを前期と後期授業終了時に実施しており、グラフ化したアンケート結果を学内 HP に掲示している。

併せて自由記述を含めたアンケート結果を各教員に送付し、アンケート結果を踏まえた授業改善の方針を担当教員が記入した「フィードバックシート(授業評価に対する教員回答報告書)」を回収して、次年度に向けた教育内容改善に役立てているとともに、授業に関する学生の意見・要望の把握の場となっている。

〔クラスアドバイザー〕

本学では、各学年に担任教員を設けるクラスアドバイザー制度を採用している。選択し

た領域・コースごとに、それぞれ2人(主担・副担)の教員が担当している。単位取得に関して、授業に関することや学習の方法について、実習について、学生生活についてなど4年間の学生生活の中で生じた大小さまざまな悩みについて、クラスアドバイザーに相談する制度であり、学生の意見・要望の把握の場でもある。

〔卒業生アンケート〕

本学の卒業生アンケート中の「教育内容全般について」「教員による指導・支援について」の状況は次のとおりである。

卒業生アンケート(教育内容全般)

	教育内容全般について	
とても満足	13	20.0%
やや満足	31	47.7%
どちらともいえない	17	26.2%
やや不満	3	4.6%
不満	1	1.5%
総計	65	100.0%

卒業生アンケート(教員による指導・支援)

	教員による指導・支援について	
とても満足	27	41.6%
やや満足	22	33.8%
どちらともいえない	11	16.9%
やや不満	4	6.2%
不満	1	1.5%
総計	65	100.0%

教育全般では67.7%が、指導・支援については75.4%が満足と回答しており、個別のコメントでは、「全力でぶつかった時に全力で返して下さる先生が大変多かったことが1番嬉しかったです。」「A先生やB先生のおかげで自分の作品に自信がつく事が多くあり、アドバイスも的確でした。」との意見がある一方、「先生が忙しすぎて一人一人じっくり相談したりできないと感じました。」との意見もあり、今後の課題として受け止めたい。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の心身に関する対応としては医務室に看護師及びカウンセラーを配置し体制を整えている。学生生活に関する学生の意見・要望の把握の方法としては、まず「健康に関する連絡事項」がある。

〔健康相談への意見・要望の把握〕

本学では、医務室を中心に入学時及び在学中に健康に不安のある学生が「健康に関する連絡事項」を活用し、障害や疾病の状況、先生に知っておいて欲しいことを大学に要望する方法として使われており、令和5(2023)年度は97件(年度内42件)提出されている。本資料に基づき医務室では面談を行い、症状等を確認の上必要に応じ、全教職員に情報共有

することとしている。その上で、修学上の配慮が必要な学生については、所属学部教員等の面談を経て配慮決定することとしており、健康上の意見・要望の把握に努めている。

〔経済的支援に関する意見・要望の把握〕

経済支援に関しては事務局で相談対応しており、給付奨学金や貸与奨学金の申請や民間の財団奨学金の紹介などを行うとともに、納入金の支払い困難な学生に対しては授業料の納入期限の延期や分割納入等の方法を相談内容に応じ提案し、その結果令和5(2023)年度は延納53名、分納13名に対応しており、修学意思のある学生が断念することの無いようサポートしている。分析・検討としては「2-4-① 学生生活の安定のための支援」で提示しているように、年々経済的支援を必要としている学生が増加しており支援の重要性が増していることが判る。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境についても、卒業生アンケートで意見の収集を行っており、集計結果は次のとおりである。

卒業生アンケート(キャンパス環境(施設・設備))

	キャンパス環境(施設・設備等)について	
とても満足	14	21.5%
やや満足	23	35.4%
どちらともいえない	16	24.6%
やや不満	9	13.9%
不満	3	4.6%
総計	65	100.0%

56.9%の学生が満足としているが、個別のコメントでは「施設は綺麗ですし新校舎も使わせていただきましたのでごく満足しております。」「トイレは京都の中で1番綺麗だった。」との意見がある一方、「設備などは特に不満はないのですが、21:00に閉まるのは早いと思います。」「グランドホールを自由に使えない」との意見もあった。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

「学修支援」「学生生活」等に関する意見・要望の把握はそれぞれの場面において行っているが、調査内容や項目については更に具体的な設問を設けるなどの工夫が必要である。

調査方法については、Webを活用し簡潔な質問内容と回答し易さをコンセプトに実施しているが、未回答の学生への督促にも限度があり、オリエンテーション等で集合している際に時間を設けその場で回答させる方がよいか全体のスケジュールも併せて検討している。

〔基準2の自己評価〕

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを踏まえた各種入試を実施している。学生受入れ数も令和6(2024)年度は学部261名、大学院10名であり入学定員を満たしている。

学修支援については、教職協働による学修支援体制を整備しており、適所にSAやTAを

教育補助者として活用することで、よりきめ細やかな学修支援を行っている。

キャリア支援については、キャリアサポートセンターを中心に資格取得や就職活動の支援を行っており、キャリア形成を支援している。

学生生活安定に向けては、事務局が中心となり経済支援・健康相談をはじめ学生生活全般のサポートを行っている。

学修環境については、平成 29(2017)年度に京都東山キャンパスを開設し、大学機能の大半を京都園部キャンパスより移転した。新しいキャンパスでは設備も充実しており、身障者対策やキャンパス全体に無線 LAN が整備されており、PC を活用した授業でも快適にできる環境を整備している。

学生の意見聴取に関しては、「授業評価アンケート」「健康に関する連絡事項」「卒業生アンケート」等で収集するとともに、クラスアドバイザーにより聞き取り等で実施されており、内容についても可能な範囲で全教職員に周知している。

以上のことにより「基準 2. 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的は、「学則」第1条に示しており、「学生便覧」やホームページ等で公開しており、大学院の目的は、「大学院学則」第1条に示しており、「大学院履修の手引き」やホームページで公開している。

本学では、これらの目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、「日本の歴史文化を修得理解」や「伝統の継承」と掲げており、大学院でも同様に「日本の歴史文化の修得理解」や「伝統の継承」と掲げていることから、ディプロマ・ポリシーが本学の教育目的を踏まえていることが明らかである。

ディプロマ・ポリシーは、大学運営会議、研究科委員会での審議を経て策定し、ホームページ等で公開している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学部については「シラバス」「学生便覧」で、大学院については「大学院履修の手引き」で公表している。なお、本学では進級基準は設けていない。

〔単位認定基準〕

単位認定基準は、授業科目ごとに「シラバス」に「到達目標」「成績評価」として明記しており、更に「学生便覧」には成績評価に関して秀・優・良・可の「評価点」「評価基準」も公表するとともに、単位認定を認めている。また、本学では「履修規程」により GPA(Grade Point Average)も定めており、学生の学修意欲を高めるとともに、教員による適切な学修指導に役立っている。

〔卒業認定基準〕

卒業認定基準は「学則」第48条に「学部の修業年限を満たし、履修規程に定める各学部の授業科目区分に掲げる単位数を含め、合計124単位以上を修得した者」と定めている。各学部の履修については、カリキュラム・ポリシーに基づき設定され、各授業科目はディプロマ・ポリシーを踏まえている。したがって、本学の卒業認定がディプロマ・ポリシーに基づいて行われていると言える。

〔修了認定基準〕

大学院の修了認定基準は、「大学院学則」第 33 条に「大学院の修業年限を満たし、又は委員会の議を経て学長が決定した年限以上在学し、履修規程に定める授業科目の単位を履修方法に従い、計 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士設計の審査及び試験に合格した者」と定めている。「履修の手引き」に記載のシラバスでは「授業概要」や「到達目標」を提示しており、ディプロマ・ポリシーに基づいて行われていることが判る。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

大学では単位認定について「履修規程」「試験及び成績評価に関する規程」で履修登録、単位認定に関することが定められており、これに基づいてシラバスに記載の担当教員が適正に認定している。また、単位認定を適正に行うために不正行為については、「履修規程」第 15 条「京都美術工芸大学学生懲戒処分規程」第 2 条の規定に基づき懲戒処分に処する」とあり、「試験及び成績評価に関する規程」第 7 条「その期における当該科目の単位は認定されない。」として、学生に周知している。

また、学生からの成績に関する問い合わせについては、「試験及び成績評価に関する規程」第 8 条及び第 9 条に基づき、事務局が窓口になり成績送付時から一定期間、学生からの成績評価の異議を受け付け、異議申立てについては授業担当教員より回答することとしており、単位認定の信頼性や透明性を担保する有効な制度となっている。

卒業認定は、「学則」第 48 条で卒業要件を定め、それに基づいて厳格に判定している。認定は、教授会の議を経て議長である学長が行っている。大学院では、「大学院学則」第 33 条修了要件及び「学位授与の条件となる修士研究（論文・設計）に係る評価基準等」に基づき評価し、大学院についても研究科委員会の議を経て学長が行っている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーとそれに関連する授業科目で、シラバスに「到達目標」「成績評価」として明記している。ただし、非常勤講師を含む全教員や学生の間で、十分に理解されているとは言い難い。今後非常勤講師に対しては講師会議を活用し、学生に対しては、オリエンテーション等で理解を促していく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーについては、大学全体の教養教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目による教育課程の編成について策定している。さらに、学部ごとに教養教育科目、専門教育科目による教育課程の編成について策定している。大学院については1専攻であるので、全体の芸術科目、専門特論科目、専門研究科目による教育課程の編成について策定しており、教授会、研究科委員会、大学運営会議の審議を経て承認されている。

カリキュラム・ポリシーの周知については、「学生便覧」、「大学院履修の手引き」、ホームページ等で公開している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げる「建築や芸術に関する幅広い知識、技能」「社会の発展に貢献するための課題解決力、伝統から革新を生み出す構想力」「多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力」を育成するため、カリキュラム・ポリシーは、

- 1) 教養教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- 2) 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。
- 3) 職業実践的な教育内容や、協調性やコミュニケーション力を高める教育内容を適切に盛り込む。

と定めており、大学院に関しては、ディプロマ・ポリシーに掲げる「建築デザインに加え、施工や歴史文化、あるいは建築関連法規などの建築に関する高度で幅広い知識、技能」「建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力」を育成するため、カリキュラム・ポリシーは、

- 1) 芸術科目、専門特論科目及び専門研究科目を体系的に編成する。
- 2) 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- 3) 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
- 4) 現物の建物の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

となっていることから、学部、大学院ともディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性について明記している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学では、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、実施しており、新入生オリエンテーション時に「学生便覧」を用いて周知している。

大学の「学生便覧」には、学部ごとのカリキュラム・ポリシーや卒業要件単位表、開設授業科目表とともに学科、領域ごとに「履修モデル」を明示している。

大学院でも同様に、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、実施しており、「履修の手引き」にカリキュラム・ポリシーや修了要件単位数、教育課程の概

要とともに「履修モデル」を明示している。

学部、大学院とも履修モデルを提示することで学修の進め方を体系的に示している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育科目について、教養科目、伝統文化科目、コミュニケーション科目、キャリア形成科目で構成されている。芸術学部、建築学部とも教養科目 18 科目、伝統文化科目 7 科目、コミュニケーション科目 7 科目、キャリア形成科目 7 科目を開設している。

両学部とも、卒業要件単位数 124 単位のうち、教養教育科目の卒業要件単位数を 42 単位 (33.8%) と定めて、卒業までに教養的素養が十分に身に付くようになっている。

〔教養科目〕

「教養科目」では、大学生としての教養を身につけるべき知識・教養を、ディプロマ・ポリシーに掲げる「建築や芸術に関する幅広い知識、技能」に沿って修得するために設けられている。

〔伝統文化科目〕

「伝統文化科目」では、本学の教育目的である「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材育成」に沿った科目群であり、地元京都の歴史・文化や現状を知るとともに、「伝統芸術入門」では我が国の文化である、茶道・華道・書道を実践する授業を展開している。

〔コミュニケーション科目〕

「コミュニケーション科目」では、「英語コミュニケーション」等の語学系や「情報基礎演習」ではインターネット上でのコミュニケーションについて学ぶなどカリキュラム・ポリシーである「職業実践的な教育内容、協調性やコミュニケーション力を高める」に沿った授業内容で実施している。

〔キャリア形成科目〕

「キャリア形成科目」では、「しごと論」では各業界で活躍中の方がオムニバスで仕事の内容や裏話などを講演頂き職業選択の参考とし、「社会活動」では地域住民の活動や寺社の祭事等に参加し、カリキュラム・ポリシーである「職業実践的な教育内容、協調性やコミュニケーション力を高める」に沿った授業内容で実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施について、建築学部では演習科目においてフィールドワークにより京都の街なみや町家づくりの民家、寺社・仏閣などを直接見て・触れることで、当該演習科目の効果を高めることを目的としている。

芸術学部では、「プロジェクト演習」において PBL (Problem Based Learning) の授業形態を導入し、「問題解決型授業」として企業や自治体等からの課題に対し、プロジェクト等を主体的かつ積極的に取組めるように配慮、教育効果が上がるよう教授法に工夫がなされている。またこれによる成果物は、展示や利用といった形で社会に公表される場合もあり、取り組んだ学生の達成感や自信にも繋がる。

また平成 29 (2017) 年度から学生のノート PC 必携化により、講義科目を中心に学生への資料や課題の提示、レポート提出のオンライン化など、Google Classroom の活用による効

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに則って計画的に編成されていると言えるが、ディプロマ・ポリシーと同様、非常勤講師を含む全教員や学生の間で、十分に理解されているとは言い難い。今後非常勤講師に対しては講師会議を活用し、学生に対しては、オリエンテーション等で理解を促していく。

また、教授方法についても要配慮学生対応として、授業出席困難な学生へのフォローとして、授業コンテンツの制作及びコンテンツ Library の整備が今後の課題である。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果についてであるが、前述の「3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定」「3-2 教育課程及び教授方法」において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って各授業科目が設定されていることについて既に説明してきたところである。ここでは、各授業科目の評価方法が具体的にどうなっているかについて説明していく。

授業評価については、授業ごとに「シラバス」に「到達目標」「成績評価」についての記載があり、これに従い授業を実施し評価を行っている。

また、三つのポリシーを踏まえた学修成果について、卒業後の進路も評価する指標のひとつと考える。令和4(2022)年度卒業生の進路について、学校基本調査の資料を基に見ると、職業就職者数で見ると美術工芸学科就職者数 56 名中 9 名(16.1%)が建築関係へ、14 名(25.0%)がデザイン関係に就職している。建築学科では就職者数 143 名中 124 名(86.7%)が建築関係に就職しており、ディプロマ・ポリシー「建築や芸術に関する幅広い知識、技能」を修得し、社会に巣立ったと言える。

シラバス



講義名	デザインと法規		
講義開講時期	後期	講義区分	講義
基準単位数	2		
科目分類名	専門教育科目		
科目分野名	美術工芸科目 基幹科目		
配当年次	2		
必修選択区分	選択		

担当教員

職種	氏名	所属
非常勤講師	◎ 阿部 寛志	KYOB I 芸術学部

到達目標	デザインに関する法律のうち、主要な知的財産権法の概要を説明し、裁判例を紹介する。自己が作成する作品・対象がどのような法律で保護されるか、複製・販売等に当たってどのような法律が適用されるか、概要を把握してほしい。 この科目は、DP1-1、DP1-2、DP2-1、DP2-2に該当する。
授業概要	知的財産権法のうち、著作権法、不正競争防止法、特許法、意匠法、商標法の概要とデザインとの関わりを説明する。 各法律の概要、保護対象、権利内容、権利発生要件などを説明し、ビジネスの現場でどのような争いが起こり、判断がなされているのか実例を紹介する。また、知的財産に関する契約についても言及する。 特許・意匠・商標の授業では、公的データベースの使い方を説明する。課題を通して検索システムを利用し、検索システムの概要を把握してほしい。
授業計画 授業内容	第1回 オリエンテーション：デザインに関連する知的財産権法、その概要 第2回 特許法1：特許法の保護対象、権利化に必要な手続、特許検索 第3回 特許法2：特許権の効力、特許訴訟の例 第4回 意匠法1：意匠の保護対象、登録要件、意匠検索（課題①） 第5回 意匠法2：権利化に必要な手続、意匠出願の形態、意匠権の効力と活用 第6回 意匠法3：意匠の審判・裁判例の紹介、意匠検索（課題②） 第7回 商標法1：商標法の保護対象、登録要件（識別力） 第8回 商標法2：登録要件（不登録事由）、出願手続、商標権の効力、商標検索（課題③） 第9回 商標法3：商標権の効力と活用、裁判例の紹介 第10回 著作権法1：著作物とは、著作者の権利、著作人格権、商標検索（課題④） 第11回 著作権法2：著作権の内容 第12回 著作権法3：著作権の制限、裁判例の紹介、著作権に関連する問題 第13回 不正競争防止法 第14回 知的財産権に関連する契約、契約締結時の留意事項 第15回 まとめ
成績評価	レポート（4回程度：40%）と受講態度（60%）により評価を行う。 レポートの課題内容については、授業中及び配付資料で説明する。
教科書	知的財産入門 第5版、中川勝吾、発明推進協会（第5版は2024年5〜7月頃出版予定）
参考書 参考資料	講師作成の資料を毎回 Google classroom で配付する。 ・図録 知的財産法、弘文堂 ・クリエイターのための権利の本、ポーンデジタル その他、参考書については授業で適宜紹介する。
履修上の注意	毎回教科書を持参すること
予習・復習指導	・授業・配布資料で紹介した資料を確認して関連する知識を深めること。 ・授業で紹介した法律の内容が、自分が制作する作品・製品とどのように関わってくるか考えること。 ・1コマに対し4時間の復習をすること
関連科目	生活と法律
課題に対するフィードバックの方法	レポートや質問に対するフィードバックを講義の中で行う。
教員の実務経験	特許事務所等で約8年勤務し、日米欧などへの特許出願、世界各国への商標出願などを行った。 また、大学の知財部門に約11年勤務し、知的財産権の活用、契約書の作成、交渉などに従事している。
教員の実務経験有無	有

2024年3月卒業生（入学年度別）		2023年3月卒業生（入学年度別）	
行ラベル	個数 / 学籍コード	行ラベル	個数 / 学籍コード
デザイン工芸2019入学	6	デザイン工芸2017入学	1
デザイン工芸2020入学	95	デザイン工芸2018入学	3
建築2018入学	2	デザイン工芸2019入学	71
建築2019入学	3	建築2018入学	9
建築2020入学	143	建築2019入学	151
建築2022編入学	7	(空白)	
(空白)		総計	235
総計	256		
デザイン工芸学科	94.1%	デザイン工芸学科	94.7%
建築学科	92.3%	建築学科	94.4%

2024年3月卒業生（在籍者中）		2023年3月卒業生（在籍者中）	
所属	上段卒業生/下段卒業出来なかった者	所属	上段卒業生/下段卒業出来なかった者
芸術学部	95	芸術学部	71
デザイン・工芸学科	6	デザイン・工芸学科	7
芸術学部	150	芸術学部	151
建築学科	3	建築学科	3
デザイン工芸学科	94.1%	デザイン工芸学科	91.0%
建築学科	98.0%	建築学科	98.1%

〔就職率〕

就職率は、企業や官公庁、工房等へ就職を希望した卒業生のうち、実際に就職できた者の割合である。これらを通して、学生が本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って能力を身につけ、進路決定できたかどうか測っている。

令和6(2024)年3月の卒業生の内定率は、芸術学部デザイン・工芸学科が89.6%、建築学科が95.8%であり、大学院が100%であり、令和5(2023)年3月の卒業生は、工芸学部美術工芸学科が96.4%、建築学科が98.0%であり、大学院が100%であった。

京都美術工芸大学

9期生内定率（2024卒）					
	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
伝統工芸（陶芸）	4	0	0	－	専門学校進学希望 1名、作家活動 1名、その他 2名
伝統工芸（漆芸）	7	5	5	100.0%	学業優先 1名、作家活動 1名
伝統工芸（木工）	10	9	9	100.0%	海外留学 1名
伝統工芸（彫刻）	5	2	2	100.0%	創作活動優先 1名 その他 1名
文化財	8	4	4	100.0%	家業継承 1名、学業優先 1名、その他 2名
デザイン	70	52	49	94.2%	専門学校進学希望 1名、創作活動優先 1名 その他 15名 家業継承 1名
デザイン・工芸学科	104	72	69	95.8%	(8期生同時期 96.4%)
建築学科	155	135	135	100.0%	大学院進学希望 7名、その他 10名、休学 1名 専門学校進学 1名、学業優先 1名 (8期生同時期 98.6%)
合 計	259	207	204	98.6%	(8期生同時期 98.0%)
					(対象外 52名)
大学院生内定率（2024卒）					
	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
建 築	5	4	4	100.0%	家業継承 1名 (8期生同時期 100%)
					(対象外 1名)

8期生内定率（2023卒）					
	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
伝統工芸（陶芸）	6	5	4	80.0%	作家活動1名
伝統工芸（彫刻・木工）	13	10	9	90.0%	学業優先1名、留学1名、家業継承1名
伝統工芸（漆芸）	7	5	5	100.0%	留学1名、その他1名
文化財	12	2	2	100.0%	進学1名、休学2名、その他7名
ビジュアルデザイン	14	6	6	100.0%	進学2名、休学1名、その他3名
インテリア・空間デザイン	20	17	17	100.0%	留学1名、その他2名
CULTUREデザイン	14	11	11	100.0%	休学1名、家業継承1名、その他1名
美術工芸学科計	86	56	54	96.4%	
建築学科	167	147	145	98.6%	休学1名、進学8名、専門学校2名、留学1名、その他8名
合 計	253	203	199	98.0%	
大学院生内定率（2023卒）					
	在籍者	就職支援対象者	内定者	内定率	対象外の内訳
建 築	8	7	7	100.0%	休学1名

就職状況については、年度進行中の経過についても毎月開催されるキャリア委員会（全教員参加のWeb会議）において、各指導教員より学生の就活状況や内定獲得状況が報告され関係教職員に共有され、キャリア教育の改善に活用しているとともに、就職支援が必要な学生を把握するための資料となっている。

9期生生活状況（最終就職先・進路）						
学籍ID	氏名	二級	成績	進路	状況	最終就職先・進路
*****	*****				今年度に入ってから、再確認はしていないが、昨年度後期段階では、長期アルバイト中の職場にそのまま勤める意向があり、差しあたり支援は不要と思われる。(4/20〇〇)	
*****	*****	学科	学科		AAハウスにエントリー(3/9)▽BB、CCハウスにもエントリー(3/15)▽3/24にAAハウス2次面接、即日設計→通過、4/4に3次▽DD工務店にエントリー、CCハウス、BB面接へ(3/29)▽4/5CC、BB1次面接、4/21DDホーム1次面接、EEホーム静岡面接へ(4/5)▽DD工務店内定(5/9)	DD工務店
*****	*****	〇	〇	学科	ハウスメーカーを志望しているが、明確な動機は不明。迷いがある様子。(4/18〇〇)▽FF住宅、GGホームに内定(4/23)▽GGの〇Bによる説明へ(5/2)→GG内定(5/12)	GG

また学修指導等の改善に向けては、FD・SD推進委員会が行う前期と後期に実施している授業に対する授業評価アンケートがある。

アンケート結果を集計した上で FD・SD 推進委員会が授業担当教員へ今後のフィードバック対応の改善策を文章で回答を求め、確認している。各教員は、この回答をもとに次年度の授業改善へと反映している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価は整っており、今後も引き続き行うとともに、定期的な見直しの機会を作る必要がある。そのためには、まず教員相互の授業参観や定期的に行っている FD・SD 研修会等を通していっそうの浸透を図っていく。

また、授業評価アンケートに関してはフィードバックシートの提出など改善を促すための方策をとっているが、一方毎年前期・後期に受講科目全てについてアンケートを実施するため、学生側の負担が多いのが課題である。今後は、隔年実施や抽出科目等負担軽減を考えながら改善・実施していく。

【基準 3 の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、「学生便覧」や大学ホームページで周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学部については「シラバス」「学生便覧」で、大学院については「大学院履修の手引き」で周知しており、その運用も適正に行っている。

また、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し「学生便覧」で、大学院については「大学院履修の手引き」で周知しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、実施している。

教養教育の実施については、「教養科目」「伝統文化科目」「コミュニケーション科目」「キャリア形成科目」を置き教養的素養が十分に身に付くようになっている。

教育方法の工夫・開発では講義科目においては Google Classroom の活用により授業の ICT を活用し、演習科目において「問題解決型授業」を実施している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、「標準修業年限卒業率」や「就職率」等で点検・評価しており、個々の授業に関しては授業評価アンケートを実施し、担当教員よりフィードバックシートの提出を求めるなど改善に努めている。

以上により「基準 3. 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、大学運営の重要事項や基本事項について学長を委員長とする大学運営会議で審議・決定している。また教育研究上の基本組織として教授会をはじめ教学委員会、学術情報委員会等各種委員会を設置している。

また、令和 4 (2022) 年度開設の建築学部設置の際には、建築学部設置委員会を学長のリーダーシップのもと立ち上げた。

主な委員会の要務は次のとおりである。

〔大学運営会議〕

学長・副学長・研究科長・学部長・学科長・事務局長で構成し、議長である学長のリーダーシップのもと、本学の管理運営等をはじめとする重要事項に関する企画・立案及び実施方法を検討する。

〔教授会〕

学長・副学長・学部長・学科長・専任教授で構成し、学籍異動・入学卒業の判定・単位認定・学位授与等について審議を行う。また、各委員会委員長・学部長・事務局長等が事前に学長と協議し、提出された議案の審議を行っている。

〔教員人事委員会〕

学長・副学長・研究科長・学部長・学科長・事務局長で構成し、専任教員の新規採用・非常勤講師の採用や大学院資格審査、昇任等についての審議を行う。

〔教学委員会〕

学長・副学長・学部長・学科長・学科選出委員・事務局長で構成し、教育課程全般に関する基本事項や合理的配慮が必要な学生についての配慮内容等について審議を行う。下部組織である学生部会では学生の厚生補導に関する諸案件を検討・実施している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長を補佐する体制としては 2 人の副学長と事務局長により行っている。副学長(1)は教学、研究、産学連携等を担当、副学長(2)は入試、学生募集、キャリア・就職支援等を担当している。事務局長は、管理運営、コンプライアンス等を担当し、学長の指示のもとそれぞれが担当業務を掌握し運営している。

教学に関しては、教学委員会で素案の企画・立案を審議・検討を行い、その結果を教授

会にて審議・決定を行うプロセスで実施している。また、教育改善の審議資料として必要なデータについては、事務局において集約している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務職員については、学務、入試、総務、財務、研究支援、図書のそれぞれ担当者を配置しており、大学事務局を統括する事務局長のもと業務運営を行っている。また、学校法人二本松学院の設置する京都建築大学校・京都伝統工芸大学校との横断的な組織として広報室、国際・地域交流室、システム情報管理室が組織されている。大学の教学に関する重要事項を審議する大学運営会議や教授会には法人本部長も出席し、必要に応じて意見を述べる。

大学運営会議・教授会には担当職員も陪席し会議記録を作成するとともに、議事により担当職員から提案趣旨の説明等を行うこともある。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

各委員会組織及び事務組織については、必要な業務内容を処理するために網羅しており、学長のリーダーシップも適切に発揮している。学長の業務は多岐にわたっており、各種事案に関し判断材料となるエビデンスの的確な提供にむけて IR (Institutional Research) 機能の充実が求められており、令和 5 年度に大学運営会議の下に「大学 IR 専門部会」を設置したところである。今後、大学運営に必要な諸データの収集、分析、調査研究、情報の提供など、学長のリーダーシップに資するよう部会活動の拡充に取り組んでいく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学部・大学院は、各設置基準が定める必要な専任教員数を適切に配置している。

本学では、工芸学部のみ 1 学部で美術工芸学科、建築学科の 2 学科あったところ、令和 4(2022)年度に建築学部を新たに開設し、令和 5(2023)年度学部名変更により現在の芸術学部、建築学部の 2 学部体制となり、専任教員も順次採用しており、令和 6(2024)年 5 月現在、芸術学部 19 人、建築学部 24 人、大学院建築学研究科 21 人とそれぞれ、主に専門科目を担う教員を配置している。

教員の採用に関しては、教員人事委員会で採用計画が審議され、教授会を経て決定している。

具体的な採用に関しては、JREC-IN Portal（科学技術振興機構）による公募を行い、提出された履歴書・教育実績・学術的業績等をもとに 1 次審査・2 次審査を経て採用決定と

なる。

昇任に関しては、学部長より推薦のあった教員に対し「教育業績」「学術・研究業績」「組織運営」「社会貢献」の4領域について業績の記載された資料を基に、教員人事委員会で審査し、教授会、大学運営会議の審議・決定を経て理事会へ報告している。

特に研究業績に関しては、論文数や掲載雑誌のグレードや査読の有無、学会発表、著書、公募展における入賞・入選等により審査している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動は「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み」であることから、本学は推進体制として学長を委員長とする「FD・SD推進委員会」を設置している。

近年では、学生の授業アンケートを担当教員にフィードバックし授業改善に努めるとともに、大学コンソーシアム京都主催の教育改善に関する研修会や講演会への参加や、日本私立大学協会主催の研修会にも積極的に参加し、教育内容・方法等の改善に努めている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準に基づく教員数を維持することを前提に、更に本学が力を注ぐ領域等を重点的に強化する等めりはりのある教員採用と配置を行っていく。

教育内容・方法等の改善に関しては、京都東山キャンパスへの移転計画において構内高速 Wi-Fi の整備が行われ、平成 29(2017)年度に全学生の PC 必携化を導入した。持ち込み PC によるデザインソフトや CAD の授業利用を推進した。令和 2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止のための遠隔授業への対応が求められ、急遽 Google Classroom を導入し、結果として ICT 活用授業の全学導入が図られることとなった。これ以降、アフターコロナの現在でも、この全科目について Google Classroom を中心に授業運営が行われており、ICT 活用を前提とした授業内容の改善・充実を図ることとする。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

毎年、夏季休業期間である 8 月下旬から 9 月上旬にかけて全職員を対象とした SD 研修を実施している。研修の内容としては働き方改革や新型コロナウイルス感染症対応等タイムリーな内容を意識しつつ教職員の資質向上に努めている。また、日本私立大学協会や大学コンソーシアム京都主催の研修会にも積極的に参加するよう努めている。

令和5年度 外部研修参加状況			
日 程	研 修 名	主 催	参 加 者
6月30日・7月13日	令和5年度「学生生活指導部課長相当者研修会」	日本私立大学協会	船垣
8月25日(金)	第2回企業内人権啓発推進員研修会	京都府労働局	新谷副学長
9月4日(月)～9月20日(水)	大学広報担当者協議会	日本私立大学協会	新谷副学長・樋口・平林・郡司・杉
9月4日(月)	国際交流推進協議会	日本私立大学協会	竹脇学長
9月22日(金)	2023年度京都地区私立大学経理担当者研究会	京都地区私立大学経理担当者研究会	藤澤
10月4日(水)～10月12日(木)	令和5年度「大学教務部課長相当者研修会」	日本私立大学協会	榎木
10月17日(火)	令和5年度「事務局長相当者研修会」	日本私立大学協会	船垣
10月16日(月)～11月6日(月)	令和5年度「大学経理部課長相当者研修会」	日本私立大学協会	船垣
11月1日(水)～11月15日(水)	令和5年度「就職部課長相当者相当者研修会」	日本私立大学協会	吉見
11月10日・11月18日(土)・19(日)	第61回全国学生相談研修会	日本学生相談学会	船垣・小寺
12月2日(土)	第21回高大連携フォーラム	大学コンソーシアム京都	船垣・樋口・新谷
12月5日(火)	令和5年度「私立大学教育研究充実協議会」	日本私立大学協会	船垣

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育資質の向上や業務改善等に資するため、今後とも FD・SD 研修を継続実施していくとともに、教職員がそれぞれ設定した目標に向けて改善を図る OJT を推進中であり、並行して実施することで教職員の能力向上を目指す。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動を支援するために、個人研究費については「個人研究費規程」に基づき各研究者が指定期日までに提出する「個人研究計画書」に基づき、ヒアリング・査定の後 300,000 円を上限として交付決定を行っている。配分する個人研究費については「個人研究費取扱要綱」に従い適切に執行・管理している。

京都美術工芸大学

2024年度 個人研究費一覧						
NO	学部	氏名	職位	申請額	配分額	研究テーマ
1	建 築		教 授	300,000	283,000	都市・建築空間における教養空間の空間構造に関する基礎的研究 その3
2	建 築		教 授	299,500	298,000	古代ローマ住宅のペリスティル列柱における視覚効果の研究 グリダリウム(廊下)における劇場の演出の効果についての考察
3	建 築		教 授	260,000	255,000	歴史都市のストック保全活用のための特組みの比較研究
4	建 築		教 授	300,000	299,000	場の固有性の理論構築と景観デザインの実践
5	建 築		教 授	300,000	300,000	住まいの文化的持続可能性に関する研究
6	建 築		教 授	299,000	286,000	アジアの歴史的観光都市における町屋および街並みの再生事例の調査
7	建 築		教 授	300,000	266,000	歴史的市街地および近代市街地におけるコミュニティ・デザインの可能性に関する実践的研究 その1
8	建 築		教 授	298,000	298,000	ファブツールを用いた積層造形による木製製品の制作に関する研究
9	建 築		特任教授	300,000	297,000	非六枝接組物の研究
17	建 築		特任教授	300,000	300,000	「建築画」の制作と手法の構築
10	建 築		准教授	200,000	192,000	京都花街の形成過程に関する研究
13	建 築		准教授	300,000	300,000	建築・都市の近代化過程に関する理念的探究と実践的展開
15	建 築		准教授	300,000	283,000	昭和中期小規模住宅の研究と再生改修計画の立案
11	建 築		講 師	300,000	278,000	デスクの設えから考える住宅設計に関する研究
12	建 築		講 師	300,000	298,000	現代建築思想と建築のジャポニズム
14	建 築		講 師	298,840	298,000	日本料理店の客層の変化によるしつらいの改修に関する研究
16	建 築		講 師	299,560	286,000	近世・近代の町絵図に関する史料学的調査研究
18	建 築		講 師	152,000	取下げ	立体せん断モデルを対象とする構面別履歴型復元力特性の同定
19	建 築		講 師	270,000	283,000	近代京都都市計画「京都策」町家の外部意匠に関する研究
20	建 築		講 師	300,000	300,000	地域性を踏まえたアップサイクルデザインの研究開発
21	建 築		講 師	265,300	265,000	旧島田小学校と堀田忠雄「風景」の言説との関係性についての考察
22	芸 術		特任教授	300,000	297,000	「ニッポン画」、日本の個展絵画の中の現代の風俗が入り込んだような作風の作品の研究と制作と発表。
23	芸 術		教 授	300,000	300,000	形態とコラージュ
24	芸 術		教 授	300,000	300,000	バーチャル空間の想像4ー新たな視点の創造
25	芸 術		准教授	300,000	299,000	建築空間における色彩活用に関する研究 ールイス・バラカンの建築思想と色彩手法の分析を通してー
26	芸 術		講 師	300,000	300,000	「木画」「彫物」「拭漆」の技法を融合させた木工芸作品の制作に関する研究
27	芸 術		専任講師	250,000	250,000	和紙繊維と漆の混合材及び精麩材加工の繊維質と漆の混合材の吹付けによる乾漆彫刻制作の可能性を調べる
28	芸 術		講師	296,600	296,000	線形都市インフラと都市空間に関する研究
29	芸 術		助 教	251,200	212,000	Adobe Illustratorを用いた表現方法・描画方法の研究・作品制作
30	芸 術		助 教	300,000	293,000	新日吉神宮所蔵の狛犬像の調査及び緊急処置について
				8,540,000	8,212,000	

研究環境について、各教員にはデスクワークを行う共同教員室のスペースに加え実験や創作活動を行う際には別途研究スペースを確保しており、それぞれの専門に応じた設備や用具を配備している。

競争的資金の獲得状況については、事務局の研究支援担当が年間を通じ申請・受入れ等の補助を行っており近年の状況は次のとおり。

科学研究補助金については、令和元(2019)年度申請 7 件・採択 2 件 5,070 千円、令和 2 (2020)年度申請 6 件・採択 1 件 3,900 千円、令和 3 (2021)年度申請 11 件・採択 4 件 14,620 千円、令和 4 (2022)年度申請 7 件・採択 1 件 4,160 千円、令和 5 (2023)年度申請 6 件・採択 2 件 6,200 千円であった。(採択額は研究期間の総額を記載)継続・分担分を含むと令和元(2019)年度 10 件 8,606 千円、令和 2 (2020)年度 11 件 5,369 千円、令和 3 (2021)年度 11 件 6,240 千円、令和 4 (2022)年度 8 件 3,445 千円、令和 5 (2023)年度 9 件 3,472 千円となる。

また、他の競争的資金の受入れとしては令和元(2019)年度 1 件 1,400 千円、令和 2 (2020)

年度 1 件 500 千円、令和 3 (2021) 年度 2 件 2,050 千円、令和 4 (2022) 年度 2 件 2,300 千円、令和 5 (2023) 年度 2 件 2,300 千円であった。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究者の不正防止への取組みとして本学では、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、捏造・改ざん・盗用等の不正行為の防止と研究不正が起こった場合の対応を明文化している。また、研究費の執行に関しては、「個人研究費取扱要綱」により適正な管理・運用を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、「個人研究費規程」に基づき研究者に 300,000 円を上限として配分を行っている。その他、国際的研究活動については、年度当初に予定が決まっていない場合もあり、随時申請に基づき査定・配分を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後の研究支援の取組みとしては、科学研究費補助金申請時のサポート体制の構築や、国際的な共同研究等への取組み支援の強化を目標に、法人の国際・地域交流室とも連携し事業の推進を図ることとしている。

また、平成 29 (2017) 年度に南丹市園部町より京都市東山区にキャンパス移転したことに伴い、周辺に多くの大学もある立地となったことから、他大学との共同研究が推進しやすい環境整備に努める。

〔基準 4 の自己評価〕

本学では、学長は教学マネジメントに関し、大学運営会議、教授会等の各種委員会を統括し、リーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する副学長・学部長・事務局長が各組織の権限と役割に応じてマネジメントを分散化し、運営している。

事務組織についても、事務局長のもと学務、入試、総務、財務、研究支援、図書のそれぞれ担当者を配置するとともに、学校法人二本松学院横断的な組織である広報室、国際・地域交流室、システム情報管理室と連携し、それぞれの役割を明確にし、機能的なマネジメントを行っている。

教員の配置に関しては、学部・大学院とも設置基準に応じた人員の確保をしつつ、教育目的や教育課程に即した教員採用・昇任を実施しており、職能開発に関しても今日的課題に即した SD・FD の研修を定期的実施し、能力向上に努め、教職協働で問題の共有や業務改善の検討を行い、可能なものから順次改善に努めている。

研究支援についても、個人研究費の配分や研究スペースの確保を行いつつ、科学研究費補助金等競争的資金の獲得に向けた支援や国際的研究支援について、各担当や室が適切にフォローし、適切な管理・運営を行っている。

以上により「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人二本松学院は、「学校法人二本松学院寄附行為」中にその目的として「この法人は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)並びに私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会は定期的に開催され、「寄附行為」の定めにより適切に運営されている。常任理事会は原則毎月定例日に開催し、理事会、評議員会は年 4 回～6 回程度開催しており、関係事項については、大学調整会議において副学長より報告している。

また、「監事監査規程」及び「内部監査規程」に基づき、監事による監査、法人本部に設けられた内部監査室による内部監査を適切に実施している。また、公認会計士法人による監査を受けている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人の使命・目的を達成するために、本学院の事業に関する中期的な計画を策定しており、これに基づき京都美術工芸大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校の 3 校それぞれ毎年「事業計画書」を作成し評議員会の意見を聴き、理事会での審議、承認を経て執行している。また本計画に基づき事業を執行し「事業報告書」にまとめ、理事会での審議、承認を経て評議員会で報告している。各年度の「事業計画書」並びに「事業報告書」については、法人のホームページで公表している。

事業計画書の中で、本学は管理運営、教学、研究協力、国際交流、地域連携、入試・広報の 6 部門に分け具体的な計画のもとに使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学校法人二本松学院では「安全衛生管理規程」に基づき、「安全衛生委員会」が組織されており、衛生管理者、産業医及び 3 校（京都美術工芸大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校）の各教職員代表による会議が毎月行われ、安全衛生や環境改善について協議が行われている。近年では「新型コロナウイルス感染症問題」や「喫煙問題」について審議されている。

〔環境保全への配慮〕

本学では、地球温暖化対策として5月～9月の間クールビズの実施や全照明設備をLED化しており、消費電力の抑制に努めている。また、学内会議に関しても原則「Google Classroom」の活用により資料の電子化によるペーパーレス化により資源の節約や有効活用に取り組んでいる。

また、学生や教職員が健康な環境で学修や業務に取り組めるよう、過去には喫煙場所を決めていたが、現在は全面禁煙としており職員が周辺地域の巡回をする等して学生に対して喫煙マナーの指導も行っている。

〔人権への配慮〕

行政機関の実施する人権研修会に出席し、その内容を学内会議で周知し、学生指導に生かしている。

ハラスメント防止に関しては学院で「ハラスメント防止規程」及び「セクシャル・ハラスメントの防止に関するガイドライン」を定めており、また大学では「講師会議」においてもハラスメント防止対策委員会副委員長がパンフレットを用いながら説明しハラスメントに関する認識を深めている。

新入生に対しても、新入生ガイダンスにおいてパンフレットを配布するとともに、ハラスメント防止対策委員会副委員長がハラスメントについて説明し、学生の理解と啓発を図っている等人権への配慮を行っている。

〔安全への配慮〕

設備面での安全への配慮としては、消防用設備等やエレベーターの定期点検のほか空調機フロンガス点検も実施している。

学生の安全面では、学校保健安全法に基づく危険等発生時対処要領として、毎年、新入生に「防災・安全・衛生対応マニュアル」を作成配付し、安全のための環境保全に努めている。入学時のオリエンテーションにおいてこのマニュアルに従い、1. 火災対策、2. 地震対策、3. 台風や大雨などの自然災害対策、4. 実習における事故対策（刃物、工作機械、溶剤、電気等）、5. 学外活動時の事故対策、6. 感染症について、7. 応急手当（止血、AED（自動体外式除細動器））、8. 災害時・事故発生時の応急処置、9. 動物に襲われたときの応急処置、10. その他（交通事故、海外渡航、薬物乱用防止、悪徳な宗教勧誘、悪徳商法など）の教育指導を行っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法、私立学校法及び寄附行為を遵守し、適切な学校運営を行っている。

今後は、中期的な計画に基づく事業計画を着実に執行していくとともに、数値化した目標を盛り込み、より具体的な計画として策定し、使命・目的の実現に努めていく。

環境保全、人権、安全への配慮については、規程やガイドラインの整備に継続的に取り組んでいく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学を経営する学校法人二本松学院は、理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整備し、事業計画の確実な執行、理事会の運営を適切に行っている。

理事については、私立学校法に基づき「寄附行為」第5条及び第6条において、理事の人数と選任区分を定め適切に運用している。

また、「寄附行為」に基づく「寄附行為施行細則」の定めにより、理事会及び理事長の業務執行を円滑にするため、理事会のもとに常任理事会を設置している。常任理事会は、「常任理事会規程」に基づき概ね月1回開催し、本法人及び本法人が設置する各学校の日常業務を処理するとともに、理事会の議事を審議するなど委員会としての機能を有し、理事会を補佐する機関と位置付けている。理事会は学校法人の最高議決機関であり、法人が設置する大学の建学の精神や教育目標などの教育理念に基づき、大学の目指す教育研究を実現させるための経営方策を策定し、執行することが重要である。そのために、理事会開催にあたっては、常任理事会において審議すべき議題を吟味して、理事会における審議がより充実したものとなるように、事前審議を行っている。また、学長及び副学長は理事であり、理事会の審議経過や審議結果をふまえて、大学における諸施策の立案・実行に生かしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状において、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備されており、法人及び大学の管理・運営についても問題はない。また、高等教育機関という観点から管理運営と教学の連携した対応が求められるが、適切に機能している。

今後も、教育環境や生活状況ならびに本学を取り巻く環境の変化に対応するべく、管理運営と教学の連携強化により迅速な意思決定が行えるよう法人と大学の情報共有を強化する。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学を設置する学校法人二本松学院の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する各学校の実情を踏まえた審議を行っており、予算や事業計画等の重要事項については、評議員会の意見を聴き決議している。理事会には学長、副学長が理事として出席しており、また評議員も兼ねており評議員会へも出席している。

理事会での決定事項や連絡事項に関するもので、大学関係者にも関連する事項について

は、毎週火曜日に実施している「調整会議」（全教職員参加の Web 会議）において報告している。

大学においては、大学運営会議を毎月開催し将来計画や教員組織構成に関することなど重要事項を審議している。構成員は学長をはじめ、副学長、学部長、学科長、事務局長で構成され、法人本部長も陪席しており、法人と大学との意思疎通が図られ、情報共有や連携がとれており、迅速な意思決定につながっている。

教職員について年 2 回（6 月、11 月）教職員面談を行っている。教員に関しては学長、副学長が、事務職員に関しては副学長、事務局長が面談を行っており、教育研究や業務についての現状や要望を聴取して、意思疎通を図っている。以上により、法人及び大学の意思決定の円滑化は、問題なく実行できている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについて、理事会、評議員会には学長、副学長が構成員として出席しており、法人の管理運営や大学運営に係る重要事項等について、審議に参加し意見交換することにより適切に機能している。

また、寄附行為第 5 条及び第 7 条に基づき、評議員会の同意のもと 2 名の監事を選任している。監事は理事会及び評議員会に出席して、業務や財産の状況について意見を述べるとともに、「監事監査規程」に基づき定期監査及び臨時監査を行っている。内部監査室は、「内部監査規程」第 6 条に基づき、業務監査及び会計監査を行っている。

評議員会は、寄附行為第 24 条に基づき評議員が選任されており、学校法人職員 8 人、卒業生 2 人、学識経験者 9 人で構成されている。評議員会は「寄附行為」第 22 条に定める諮問事項の他、理事長は、あらかじめ意見を聴くこととしており、第 23 条に定める法人の業務や財産の状況、役員の業務執行状況について、役員に意見具申し役員から報告を徴することとしており、法人及び大学の適切な運営を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は意思の疎通及び情報の共有化を図っており、評議員会の意見具申や監事がそれぞれ監査機能を果たしている。監事監査及び内部監査室による業務監査や会計監査については、法人における監事の役割が重要視されることから、引き続きチェックを強化し、監査機能の一層の充実を図る必要がある。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人二本松学院では中長期財務計画に基づき適切な財務運営をおこない、これま

で財務収支バランスのとれた安定した財務運営を確立している。

平成 29(2017)年度に策定した中長期財務計画は、10 年間の計画であり、最終の令和 8(2026)年度までの基本金組入前当年度収支差額は単年度黒字の見込みであり、大学としても平成 30(2018)年度以降黒字を維持しており、中長期的な財務計画を上回るスピードで健全財政を達成できている。

また、資金的にも、中長期財務計画の令和 4(2022)年度を上回る総資金量を保有する決算となっているなど、法人及び大学の健全財政の維持・充実ができていることから、本学は、平成 24(2012)年に開学して以来、学年進行とともに着実に適切な財務運営を確立しているといえる。

京都園部キャンパス校舎の空調設備更新や倉庫建築、駐車場整備工事等の支払いがあったにもかかわらず総資金量が増加し、順調に財産形成がなされ、良好な財政状態が継続しているといえる。平成 28(2016)年度には、平成 29(2017)年度の京都東山キャンパス開設に要する施設・設備の経費関係約 29 億円を、借入れをおこすことなく、かつ、特定預金を取り崩すことなく、支払資金で支出を賄った。また、工芸学部が平成 27(2015)年度に完成年度を迎えたことから、平成 28(2016)年度には、初めて経常費国庫補助金を交付された。令和 5(2023)年度に中長期財務計画の見直しを行い、令和 5(2024)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間の計画再設定を行っている。

以上のようなことから、適切な財務運営がなされているといえる。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 24(2012)年度に開学、平成 27(2015)年度に完成年度、平成 28(2016)年度には建築学科増設、平成 29(2017)年度には新キャンパス開設、平成 30(2018)年度には収容定員の増加及び学科名変更、令和 2(2020)年度には大学院工芸学研究科開設、令和 3(2021)年度には収容定員増の完成、令和 4(2022)年度には建築学部開設、と順調に諸施策を実行している。とりわけ、平成 29(2017)年度には、収容定員をほぼ満たし、財政基盤の確立はより充実してきているといえる。令和 4(2022)年度決算において、教育研究経費比率は、29.7%となっているが、学生に対する教育研究活動は今後さらに充実していく必要がある。また、基本金組入前当年度収支差額表に記載したように、大学の収支バランスは確実に好転している。

また、平成 27(2015)年度から、私立大学法人の経営状態を 14 段階に区分して、財政の健全性を把握する、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については、経営状態が最も良好な A1 から最も不良な D3 の内、本学院は、平成 27(2015)年度においては最上位の A1、平成 28(2016)年度からは最上位の次の A2 となっていたが、令和元(2019)年度決算においては 4 年ぶりに最上位の A1 となり、令和 4(2022)年度決算においても引き続き A1 であり、財政の健全性は高いといえる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤と収支については、収容定員増から 4 年目の令和 3(2021)年度以降は 1,020 人の総学生数確保が重要となる。また、学生数増加に伴い、施設設備の充実も必要となっ

てくる。学生数確保のための教育研究の充実は当然であるが、そのための経費支出については、人件費比率や教育研究経費比率と収入のバランスを十分に考慮する必要がある。特に、広報活動関係経費の費用対効果を検証し、経費支出に対する最大効果を目指す。また、令和3(2021)年4月には、体育館建替による校舎建築を竣工したが、さらに学生に対する教育効果の向上・充実に努めていく。令和4年度の法人全体の経常収入に対する納付金収入の割合は87.6%であり、平均を上回っているが、納付金収入以外の収入源としては、補助金収入の確実な確保を図っていく。そのためには、補助対象経費となる事業内容を精査し、補助金収入漏れのないように、学内において、情報共有を徹底したい。さらに、募金活動については、特定公益増進法人であることや受配者指定寄付を最大限活用して寄付金収入増を図っていく。

さらに、資金の安全性に配慮した運用収入増が必要だと認識し、それらについての規程改正や商品研究などの情報収集を行い、安全性に配慮しながら積極的に資産運用収入増を図っていく。科学研究費補助金については、大学のホームページに公表・記載のように、申請から補助金の執行までの適切な管理体制をより充実していきたい。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人は学校法人会計基準及び本学の会計諸規程等に従い、会計処理を適正に実施するとともに、会計監査体制を整備し厳正なる監査を実施している。

学校法人の会計は、教育研究上の必要性和、健全財政に向けた財務上の諸条件との持続的なバランスを図り、大学をはじめ学校法人全体の教育研究活動の永続的な維持を可能にするための諸情報を発信することが求められる。学校法人の諸活動を合理的かつ効果的に実行するための判断を的確ならしめるエビデンスを提供し続けていく必要がある。本学においては、学校法人会計基準の条文及びその意図するところを順守している。また、公認会計士法人と税理士法人と契約を締結し、定期的に監査及びチェックを受けている。また、随時に監事による監査を受けている。日々の会計処理に当たっては、常に担当部課全体で情報を共有し、適宜、公認会計士法人と税理士法人に相談しながら、適正な会計処理を実行している。毎年度の決算時の独立監査法人の監査報告書においても、学校法人会計基準に準拠して、会計年度の経営の状況及び財政状態を適正に表示しているとの報告を受けている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく外部監査として、公認会計士法人による監査を定期的に受けている。公認会計士法人と年間契約を締結し、年間約 15 回の実地監査を受け、ま

た日々の会計に関する相談を随時行い、指導・助言を受けながら、適正な会計処理を行っている。また、私立学校法に基づき、2人の監事が客観的・大局的に、かつ、総合的な監査を行うとともに、理事会・評議員会に出席し、建設的な助言又は必要に応じて意見を述べるなどを行っている。さらに学校法人の健全で持続的な安定的運営と、社会的信頼に応える総合的で良質なガバナンスを担保するため、監事による業務監査が実施されている。

また監事は、年間の監査計画書を定め、理事長方針の確認や外部監査人である監査法人からの指摘事項について法人管理職と情報の共有等を行っており、平成29年度からの大学の2キャンパス制の問題点について、具体的には事務体制の改善や科学研究費補助金に関する管理体制についての助言や学生募集に関する本学の大学教育の社会的なアピールの方策等についての助言を行っている。また、平成30(2018)年度においても施設設備投資についての特定預金や支払資金といった原資の管理方法や中長期財務計画策定にあたっての助言など、教学面・財務面をはじめ、法人の教員体制・事務組織体制等について、総合的な助言・関与を行っている。さらに、資産運用収入の増加に係る資金の安全性等についての意見表明や助言を行っている。

また内部監査規程に基づく、内部監査室による内部監査も実施しており、会計監査や業務監査を実施している。

公認会計士及び監事、内部監査室による監査の結果は、理事長はじめ法人の幹部に伝達され、監査結果に基づいて、会計担当部署において、より適正な会計処理を実施している。公認会計士と監事による情報交換や意見交換も適時実施され、その結果を受けて、会計担当部署において、適正に対応している。また、税理士法人と契約を締結し、税務全般以外にも学校法人会計について、公認会計士法人と同様に、指導・助言を受けている。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士と監事による会計監査の体制は整備されているが、さらに、内部監査規程に基づく、法人本部に設置された内部監査室による内部監査を年1回受けている。現在の内部監査は、大学はじめ各設置校の業務監査とともに、大学においては科学研究費補助金等の外部資金の会計監査が行われている。今後は、公認会計士監査・監事監査・内部監査室監査のいわゆる「三様監査」の連携による監査体制のさらなる充実が予定されている。

[基準5の自己評価]

法人の理事会において、労務管理、財務管理などの各部門別の管理と共に、最高経営者層による全般的管理が行われており、学校法人全体の各種業務を、経営目的に沿ってもっとも効果的に達成されるよう遂行している。大学においても、各種委員会や教授会が学長のリーダーシップのもと、有機的に機能しており、その使命・目的の実現への継続的努力を続けている。また、理事会の統一的な意思のもとに、法人と大学が、そして、教員と職員が協働して活動している。また、具体的な施策が企画・立案から、大学内のコンセンサスを得たのち、理事会へ諮られる機能も円滑に機能しており、そのプロセス

において、大学と法人において相互チェックを働かせている。

大学の教育研究活動の安定的運営や学生の学びやすい環境づくりのためにも、その裏付けとなる財政の健全性が求められている。大学において、平成 24 年度の開学以来、学年進行とともに、その財政の健全性は充実してきており、安定した財政基盤を確立し、健全性を維持しながら今日を迎えている。ただ、科学研究費補助金や経常費補助金などの外部資金の受け入れについては改善の余地があり、関係者間で意思の疎通を図りながら、より効果的な外部資金の獲得及びより適切な管理を目指したい。開学以来の事業活動収支（消費収支）関係比率及び貸借対照表関係比率等の数値を見れば、私学事業団が公表する全国平均の数値と比較しても、おおむね適切な状況となっているが、さらに、健全財政維持のため、適切な支出抑制策をとり、財政の健全性の維持に努めている。また、借入金もなく、将来に向けた財政基盤の確立がなされている。

収容定員の増加に伴い、施設・設備投資の必要性が生じると考えられることから、令和元(2019)年度・2(2020)年度・3(2021)年度の3カ年度で総額約 20 億 3 千万円の校舎建築を実施したところである。さらに今後も、大規模な設備投資に備え、適正な特定預金及び支払資金の保有に努めたい。将来の施設・設備整備のための2種類の特定預金も順調に積み上がってきている。今後の施設設備投資計画に伴い、年度間収支の平均化を図り、計画的な資金的手当を行い、今般の預金利息の低利率という社会情勢をふまえて安全性を考慮しつつ、運用収入増を図り、果実を学生に還元する第3号基本金の保有も検討したい。健全財政を維持・充実させるためには、学生数の確保を最重要視し、そのための特色ある教育、充実した教育に努め、卒業後の就職についても個々の学生に応じたきめ細かい指導を成し、学生の満足度の向上を目指したい。公益法人として、常にステークホルダー等対外的な説明責任を果たせるように、取り組んでいきたい。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

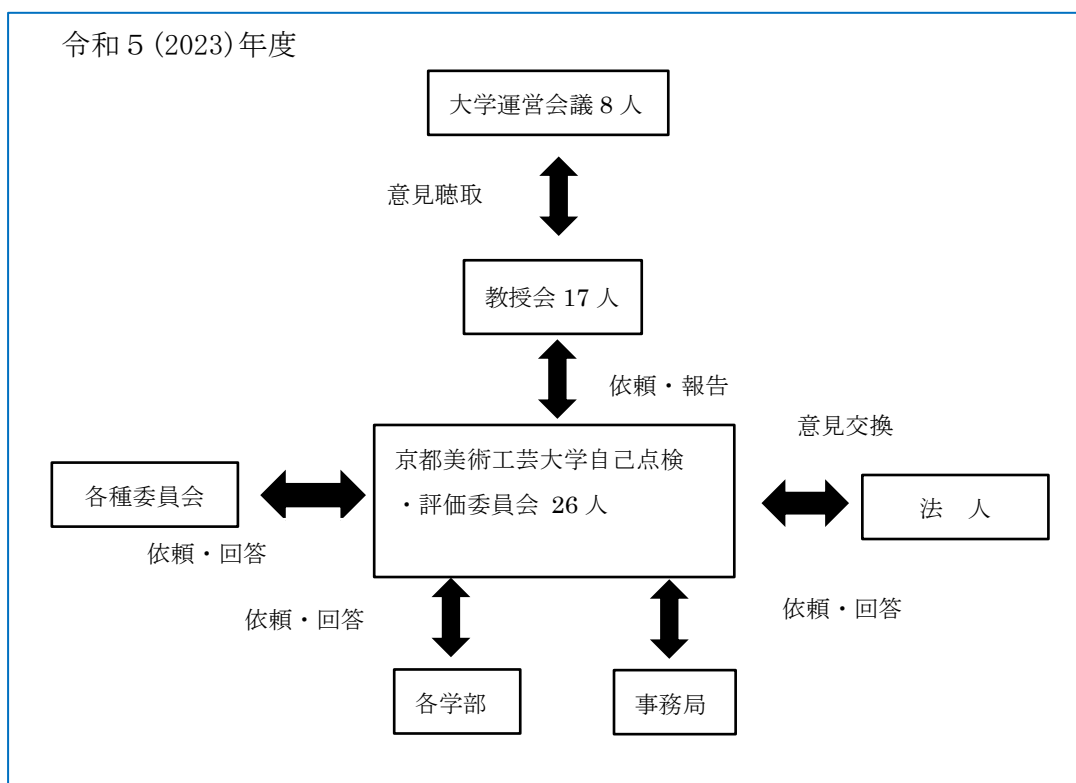
基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学則第 2 条及び大学院学則第 1 条の 2 において、「前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行ない、その結果を公表するものとする。」と全学的な方針を規定し、「京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程」及び「京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項」を制定し、開学以来、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

現在、自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長及びその他専任教員で構成されており、報告書の作成方針を議論した上で、担当する記載項目を決定している。学長を委員長とし、副委員長として副学長 2 人が任に当たっている。内部質保証のための組織図及び責任体制は以下のとおりである。



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の全員が委員会組織に含まれていることは、必ずしも問題とは言えないが、一方で各委員の当事者意識が薄れるとともに、詳細な議論をする事が難しくなってきた。

いる。今後は、委員会体制を見直し詳細な議論ができるような委員会構成に改善する。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では内部質保証のため、学則及び大学院学則に基づく自己点検・評価活動を実施している。その活動は大きく、自己点検・評価書の作成、外部評価委員会の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応がある。

〔自己点検・評価書の作成〕

自己点検・評価委員会規程に基づき、各部局及び事務局が自己点検・評価活動を行っており、全学的な見地に基づいて、自己点検・評価委員会により執筆担当を各委員会に割り当て最終的には、学長を中心に副学長、学部長、学科長、事務局長が各種委員会の報告を取りまとめ「自己点検・評価書」を作成している。

「自己点検・評価書」は、自己点検・評価委員会での審議を経て教授会に報告している。

そのうえで、「自己点検・評価書」は、各部局及び事務局で共有するとともに、大学ホームページで広く社会に公表している。

〔外部評価委員会〕

地元自治体、学校、他大学等から外部有識者を委員として招き、本学の教育研究活動について評価・助言を求めている。

令和 5 (2023) 年度の外部評価委員会は令和 5 年 11 月 21 日に開催した。学長より大学概要の説明の後、外部評価委員より本学の教育研究活動について意見を求める流れで行い、外部評価委員会の内容については、大学ホームページで公表している。

〔大学機関別認証評価の受審〕

平成 30 (2018) 年度に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、いずれも基準を満たしていると認定された。この受審は、本学の内部質保証の取組の一つである。

現在は、令和 6 (2024) 年度の受審に向け準備を進めている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 機能を担当するのは法人事務局であり、法人事務局長が IR 室長を兼務している。また、令和 5 (2023) 年 7 月に、大学運営会議の下に「大学 IR 専門部会」を設置し、法人事務局と連携して大学に関係する IR 活動を行うことにした。

「学生募集」、「学生による授業に関する評価」、「学生の就職状況」に関する情報を収集し、本学の四つのポリシーに照らし合わせ分析を行っている。「学生募集」は広報担当副学長、「学生による授業に関する評価」は FD・SD 推進委員会委員長、「学生の就職状

況」はキャリアサポートセンター長が中心となり関連情報の収集と分析を行っている。その分析情報は理事会、大学運営会議等で報告され、次年度事業計画に反映されている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価の体制は整っており、自己点検・評価の結果は教職員の間で共有するとともに、社会に広く公表している。今後は、新しく設置した大学 IR 専門部会との連携により、情報収集の重複を回避するとともに大学 IR で調査、収集、分析した結果を有効活用していくよう体制を整備していく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証の PDCA サイクルは、中期計画と三つのポリシーを軸とした自己点検・評価活動と連動させて実施している。

本学の自己点検・評価活動は自己点検・評価報告書の作成として集約しているが、その作成プロセスにおいて、異なる三つの自己点検・評価活動の結果を反映している。

一つ目が学部、研究科レベルで三つのポリシーに基づく評価、二つ目は部局・事務局レベルでの中期計画の進捗、達成状況の評価、そして三つ目が外部有識者による外部評価委員会による意見聴取である。自己点検・評価報告書の作成を含め、それぞれの自己点検・評価活動は、適切に PDCA サイクルを実施している。

〔三つのポリシーに関する評価〕

三つのポリシーに関する評価は、自己点検・評価委員会が主体となって実施している。自己点検・評価委員会は学長が委員長であり、副学長、研究科長、学部長、学科長、図書館長、事務局長と選任された教員で構成している。

具体的には、前年度の履修状況、単位認定や卒業認定等基準 3 で述べたディプロマ・ポリシーに沿った運営がされているか、また進路や就職状況等からカリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーに沿った人材育成がされているかの評価を行っている。

また、自己点検・評価報告書の作成に関しては自己点検・評価委員長より点検・評価スケジュールと役割分担を定め、作成に着手する。

〔中期計画の進捗、達成状況の評価〕

本学では中期目標・中期計画に基づき、毎年度事業計画を策定し達成状況を確認、検証し次年度の事業計画を策定し事業実施している。

具体的には、関係部局に対し必要に応じ事務局がヒアリングの実施やデータ提供を求め

進捗状況の把握を行うとともに、問題点や課題、対応策を確認し、次年度の事業計画を策定していく。それらは、「事業報告書」としてまとめられ、理事会で審議、承認を経て評議会で報告している。

また、「事業報告書」については法人のホームページで公表している。

〔外部評価委員会による意見聴取〕

「自己点検・評価委員会規程」に従い、関係部局、事務局が自己点検・評価活動を実施し、その内容を自己点検・評価委員会が自己点検・点検評価書として取りまとめる。

自己・点検評価書を資料として、外部有識者から構成される外部評価委員会において質疑応答等が行われ、これらの意見も大学運営改善に生かされる。

〔設置計画履行状況調査の結果〕

令和4(2022)年に建築学部を設置し、毎年設置計画履行状況調査を文部科学省に提出しているが、開設以来「指摘事項」「付帯事項」を付されることもなく、順調な運営がされていると言える。

これら様々な評価(Check)の結果を受け、改善が必要な事項があった際には、自己点検・評価委員会や大学運営委員会あるいは教学委員会等で必要な措置を講ずるべく、対応していく体制としている。

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

本学における自己点検・評価は様々な角度から実施しており、その結果を受け改善の取組を行っている。また、関係委員会やFD・SD研修会等で教職員相互の理解は深まりつつある。今後、さらに点検・評価の仕組みを整備するとともに、大学の使命・目的、三つのポリシーを起点とした内部質保証について、教職員が一層の理解を深め実行できるように努める。

〔基準6の自己評価〕

本学では、内部質保証のための点検・評価を中心に行う組織として、自己点検・評価委員会を設置しており、中期計画・中期目標に基づく進捗状況の評価・点検に関しては大学運営委員会で実施しており明確な責任体制のもとで実施されている。

また、エビデンスの収集に関し、令和5(2023)年度に大学運営会議の下にIR専門部会を設置し、学内外の必要な調査・データの収集に必要な体制を整備しつつある。

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価書の作成、外部評価委員会の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応を担い、自己点検・評価書は大学ホームページに公表されている。

学部、研究科、事務局とそれぞれの自己点検・評価活動も計画から評価、改善までPDCAサイクルを回して実施されており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みはしっかりと機能している。

以上により「基準6. 内部質保証」を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と地域貢献

A-1 大学が有する物的・人的資源による地域社会への貢献

A-1-① 工芸・デザイン領域の振興

A-1-② 文化財の保存・活用による社会／地域貢献

A-1-③ 建築デザイン・伝統建築領域の振興

A-1-④ 地域社会への貢献と連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①工芸・デザイン領域の振興

本学芸術学部の工芸・デザイン領域の学生及び建築学部の学生たちは、多くの産学連携プロジェクトに参加することによりさまざまな社会貢献をしている。

1) 清水寺作品展

清水寺に室町期から伝わる大黒天像「出世大黒」の修復をグループ校である京都伝統工芸大学校が行ったことがきっかけで、修復記念日「大黒天の日」に合わせて清水寺経堂での学生作品展開催という特別なお計らいをいただいた。本学も平成 28(2016)年度から協賛しており、卒業制作等の出展を行っている。また令和 4 (2022)年度からは会場である経堂入口に、芸術学部デザインの山本特任教授の作品を飾り来場者の注目を集めている。



2) 「KYOTO 駅ナカアートプロジェクト」

京都市内の 12 の芸術系大学の学生が、京都地下鉄 12 駅の構内で未来を創造するアート作品を展開する「駅ナカアートプロジェクト」に参加。

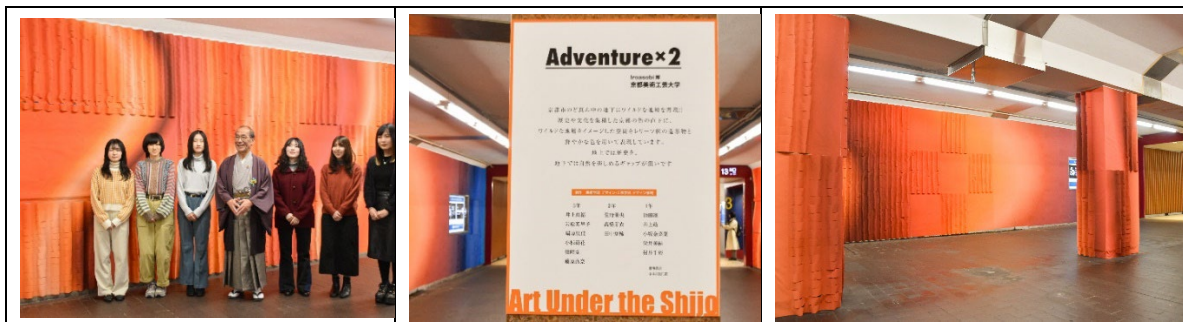
本学は、平成 29(2017)年度より毎年参加しており、令和 5 (2023)年度は芸術学部有志 13 名が中心となり、京阪三条駅構内に躍動感のある作品を展示しました。



KYOTO 駅ナカアート

3) 四条地下道アート展「Art Under the Shijo」

「Art Under the Shijo」は、アート作品によって四条地下道に歩いて楽しめる空間を創出する新しい取り組みです。令和5(2023)年度は四条通地下道活性化推進会議の呼びかけにより、京都市内の大学でアートやデザインを学ぶ学生チーム9組が応募。プレゼン審査を経て選ばれた6チームが、四条通地下道の壁や柱にそれぞれ個性あふれる作品を展示しました。本学から参加した芸術学部有志14名による Iroasobi 隊も、6チームの一つとして13番出口近くに「Adventure×2」と題したダイナミックな空間をつくり出しました。12月20日には感謝状の贈呈式が行われ、展示前に現場の掃除にも尽力した学生たちに謝辞が述べられ、また門川市長による視察も行われました。参加した学生たちは少し緊張しながらも、嬉しそうにコンセプト等を説明していました。

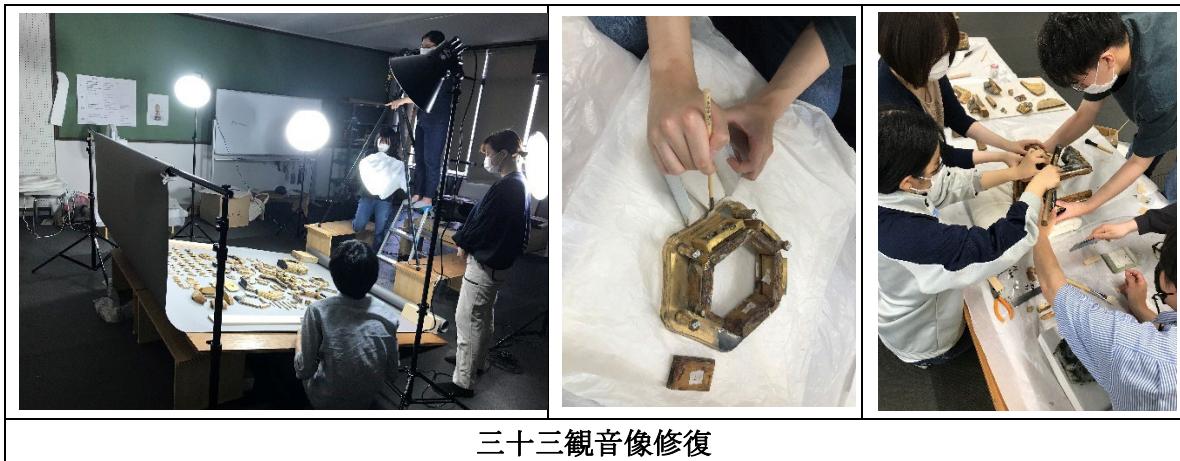


四条地下道アート展

A-1-② 文化財の保存・活用に関する社会・地域貢献

1) 「南丹市小牧山東向観音堂三十三観音像」の調査、並びに保存修理

平成27(2015)年度から、美術工芸学科文化財情報コースの「文化財修理演習」の一環として、京都府南丹市指定文化財、「南丹市小牧山東向観音堂三十三観音像」の現状調査と保存修理に取り組み、これまでに12体の修理を完了した。学部学生が実際の仏像修理を実施した事例はなく、また高齢化、過疎化の進む地域の文化遺産の継承に寄与する意味でもたいへん重要な事業と位置付けられる。



2) 「正倉院宝物復元プロジェクト」の実施

平成 24(2012)年度から、文化財情報コースの学生を中心に、正倉院宝物の材質、技法、道具の調査・研究を行い、実際に復元に取り組み、これまでに「檳榔木画箱」や「伎楽面」、「螺鈿紫檀阮咸」等を作成してきている。本学は奈良国立博物館で開催される「正倉院展」に毎年協賛しており、これはそれに伴う事業としての取り組みである。TV や新聞などでも紹介され、多くの人々の文化財に対する関心を高めることができた。



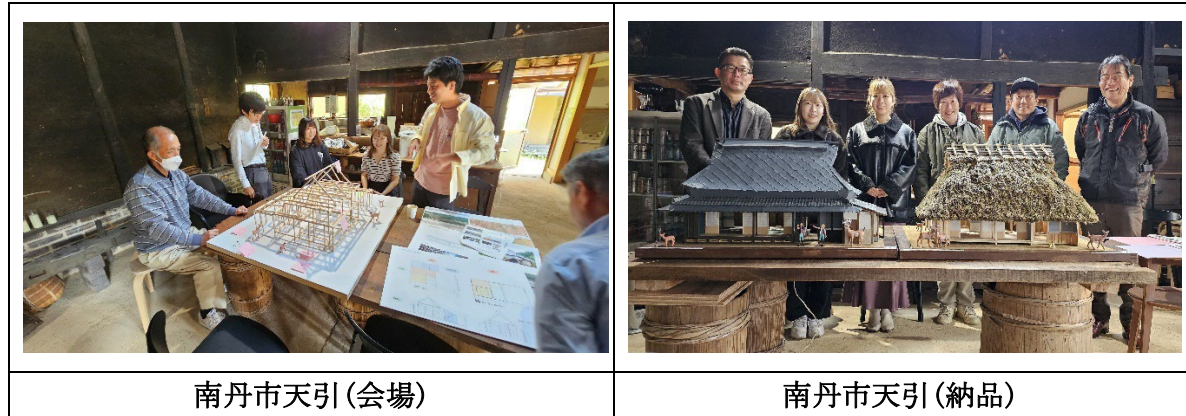
A-1-③ 建築デザイン・伝統建築領域の振興

本学の建築学科では、フィールドワークを通じて京都の建築を深く学び、即戦力となる人材を育成している。

大学が京都市東山区に移転した平成 29 (2017) 年から地の利を生かし、積極的に大学近辺の建物や町なみを訪れ、その良さを伝えるパンフレットやポスターを作成する「京都学演習Ⅰ・Ⅱ」の授業を継続している。

令和元(2019)年には、京都市下京区五条楽園旧花街に所在する「五条会館(大正4年建造)」、令和2(2020)年度にはお茶屋建築(昭和初期頃建造)の保存活用計画を提案するほか、令和5(2023)年度には、京都府南丹市天引の村おこしと同地区にある茅葺きの古民家「天引村

倶楽部」を地域の拠点とするための再生事業に参画し、復原模型と改修模型を制作するなど、歴史的建造物や村落、まちなみを保存・継承するための取り組みに力を入れている。



令和5(2023)年度にはモダン建築祭に参画し、3年生前期で取り組んだ設計課題「住み続けられる公的市街地住宅団地の再生」の優秀作品の模型展示および公開発表講評会として「建築学生と考える《堀川団地》の未来 展示&トーク」を京都市京セラ美術館にて開催した。



A-1-④ 地域社会への貢献と連携

3) 豊国神社へ干支をモチーフとした立体作品の奉納

本学の東側にある豊臣秀吉を祀る豊国神社へ、令和2(2020)年から年末年始を飾る干支をモチーフとした立体作品を学生が制作し奉納している。令和3(2021)年の丑年には疫病退散の意味合いを持つ「赤べこ」をモチーフに制作し、新型コロナウイルスに打ち勝つ「太平回転」と名付けて奉納した。令和4(2022)年の寅年の新年には、縁起が良いとされる白虎に、コロナ退散と開運の願いを込めて「招福白虎」と名付けて奉納し、令和5(2023)年の辰年には、「運山青昇龍」を12月22日に奉納した。



運山青昇龍 奉納

4) 地域の伝統行事やイベントへの協力

本学の所在する東山貞教自治区におけるイベントである夏祭り(7月下旬)、体育大会(10月上旬)、太閤まつり(10月下旬)などに、学生自治会が中心となり協力している。この地域は高齢化のため、各種イベントの準備や運営の継続に困難をきたしていることから、若者の協力が不可欠となっている。また、新日吉大社祭や葵祭などの京都の伝統行事にも参加しており、特に祇園祭では、本学設置法人附属施設の「京都伝統工芸館」が「鉾町」(鈴鹿山)であることから、毎年、文化財調査や山鉾巡行など重要な学びの機会となっている。



祇園祭山鉾巡行

【A-1 の自己評価】

本学は、地域の文化行政、文化イベントに積極的に参加、協力を行うことにより、これからのより豊かな社会への貢献と、地域の活性化に寄与することを学生の教育の一環として目指している。先に掲げた事業の多くに学生が積極的に参加してくれていることにもその成果が表れていると考える。特にデザイン・工芸学科2年生後期から3年後期まで履修する「プロジェクト演習」は、社会に実際にある課題をテーマにした問題解決型の演習で、実社会とつながる産官学連携プロジェクトとしての側面をもち、地域の企業や団体と協力して取り組んでいる。様々なプロジェクトを経験した本学の工芸分野の卒業生の多くは、

伝統工芸関連の工房等に就職しており、伝統的産業の後継者育成に貢献している。また、デザインを中心に学んだ卒業生は、伝統と革新を融合させた新しい商品の開発者（プロデューサー）として活躍している。

また、建築系の分野では、建築デザインに加え伝統建築が学べることが特徴である。京都には、寺社仏閣や町家が数多くある。寺社仏閣の修理や耐震工事、町屋の景観維持管理は観光都市京都にとって重要な課題である。特に町家は約4万軒あるが毎年800軒ずつ減り、代わりに民泊施設が急増しており社会問題となっている。このような地域状況に即対応できる人材育成に建築デザインや伝統建築等の学びにより寄与して行きたい。

さらに、本学のメインキャンパスが位置する京都市東山地区は、歴史と文化の中心地であり、この地で日本の伝統美と新しい価値を創造し発信できる人材を育成するために、地域住民・企業・施設との連携を行っている。そして、その立地特性をうまく生かし、地域の活性化に寄与することを学生の教育の一環として目指しており、学生が積極的に参加してくれていることにもその成果が表れている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成29(2017)年4月に京都東山キャンパスを開学するとともに、京都市と「包括連携協定」を結び、工芸産業の振興と文化財の活用による観光分野への貢献を計画している。令和5(2023)年5月に文化庁長官をはじめとする文化庁が京都に移転して業務を開始した。本学の目的である伝統と文化の継承と文化の創造を担う人材育成のため、文化庁の京都移転を契機として、国、京都府、京都市、関係機関との連携を今まで以上に深めて行きたい。また、地域の文化財修復や伝統行事への参加等で社会貢献に結び付けていく。

V. 特記事項

1. キャリアサポートとしての資格取得支援

本学は、就職支援（キャリアサポート）の一環として、学部在学中に国家資格である二級建築士並びに木造建築士の資格取得をサポートしている。一般的には、これら建築士の受験は、建築系の大学あるいは専門学校において卒業（国土交通省の定める科目を履修）することにより可能となる。本学では、平成 25 年にグループ校の「京都建築大学校(KASD)」の二部または特別の課程を併修するWスクールシステムを確立し、大学に在学しながらグループ校との連携による資格講座を 1 年次から 2 年間受講することで、建築士の受験資格取得を可能にした。具体的な、資格取得状況については基準 2 のキャリア支援で提示しているが、毎年多数の合格者を輩出している。

平成 28(2016)年度から令和 5 (2023)年度までの合格者数累計は、二級建築士合格者数は、学科 476 名・製図 276 名、木造建築士合格者数は、学科 442 名・製図 294 名、さらに建築士の資格と関係の深いインテリアプランナーは、学科 479 名・製図 36 名が合格者した。

これらの資格取得は就職の際に企業からの高い評価を得ている。

2. 地域貢献活動

本学の地域貢献活動のひとつの柱としてあるのは、地域の伝統行事への参加協力である。令和 6 年度の実績としては、5 月 12 日新日吉神宮神幸祭、5 月 19 日下御霊神社還幸祭への参加があり、今後の予定としては祇園祭への参加がある。

これらは本学が京都の東山に立地しており地域の高齢化が進む中、本学学生が参加協力することで、伝統行事の継続の一助となっている。

また、芸術学部 3 年「プロジェクト演習Ⅲ」では「豊国神社干支オブジェ制作プロジェクト」で制作した干支オブジェを毎年奉納しており今回は「運山青昇龍」を 12 月 22 日に奉納した。

もうひとつの柱としては、地元自治体や企業との連携事業がある。

事例としては、京都市都市計画局による既存マンションを活用した若者・子育て世代の京都住まいを後押しする取り組みにおける広報ポスターの作成や、京都市行財政局と連携し市庁舎案内パンフレットを作成し、見学ツアーのガイドを行った。

また四条地下道アート展では、京都市内の芸術系大学を中心とした学生によるアートやデザインで京都の地下鉄駅を明るく活性化する継続事業で、本学は平成 29(2017)年度から毎年参加している。

自己点検・評価報告書作成における担当責任者

基準 1（使命・目的等）	竹脇 出（学長）
基準 2（学生）	新谷 裕久（副学長）
基準 3（教育課程）	高田 光雄（副学長）
基準 4（教員・職員）	竹脇 出（学長）
基準 5（経営・管理と財務）	竹脇 出（学長）
基準 6（内部質保証）	竹脇 出（学長）
基準 A（社会貢献／地域貢献）	新谷 裕久（副学長）
特記事項	新谷 裕久（副学長）

学校法人二本松学院
京都美術工芸大学

令和 5 年度自己点検・評価報告書

編集 自己点検・評価委員会
